0029957000

②

0029957-000

３３９．４－Ｈ８５ウ

生命保険の話

本城俊明・著

会社研究社

昭和１８

ADJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

32.12. 3

339.4
H85

生命保険の話

本城俊明著

961
160

はしがき

わが國に科學的生命保險が移入されてから既に七十餘年になります。その頃は生命請合と言つたものでありますが、明治十三年九月に創立認可を申請した日東保生社の「事務大略」では既に生命保險の文字を使用して居るのです。この會社の計算は紐育生命の基礎書類を飜譯したので、保險料は單に弗を圓に代へたといふだけのものでありますが、それにしても當時にして見れば創業者の苦心といふものは一通りではなかつたと考へられるのであります。この會社は創立の資金に行詰つて流産に終つたのであります。次いで十四年七月に開業した明治生命の計算基礎をなした死亡表も同樣に米國の經驗表であります。爾來わが國の保險業史は六十年を經た

のでありますが、凡そ生命保險に關する限りは、米國の經驗を多く出づるところが無かつたのであります。保險會社の組織と機能がさうであるばかりでなく、保險の本質に關する理念もまた、資本主義發展期に於ける自由思想の精粕を一歩も出づることがなかつたのであります。わが國に於て生命保險事業が今日のやうな發展を遂げたといふことは、創成期の先覺が踏越えて來た苦難の途もさることながら、たまたま保險に於ける相互扶助の理念が、わが國古來の民族精神と相通づるものがあつて、更にこれが明治以後の發展期に於ける國民經濟興隆の波に乘ることが出來たからであります。

日清と日露の兩役を經驗した生命保險事業は、更に流行性感冒と關東大震災の試錬を經るに到つて愈々その堅きを加へ、時に經濟恐慌の濤に洗はれることがあつたとしても、幸運の星は常にこの事業を離るることがなかつたのであります。

第一次の世界大戰は獨逸の生命保險事業を根こそぎ薙倒すに到つたのでありますが、歐米の諸國にあつても、大戰はそれぞれに幾多の重要問題を提供したのであります。その後に引續く勞働者解放の運動に於て、生命保險は更に新しい要素を附加しました。しかもわが國がひとり大戰の慘禍をまぬかれて孤立し得たといふことは、多くの部門に於て然うであつたやうに生命保險にとつてもまた、あながちに幸運であつたとは言へないのであります。清算さるべきものが清算し切れず、發展さるべきものが停滯しなかつたと言へるか何うか。少くとも我が國の生命保險は、新しき世紀に入つて、未だ新しき何物をも加へることが出來なかつたのであります。追及するものは利益であり、契約の擴大强化であります。資產の堅實と契約者配當の增强といふやうなことも、生命保險本來の協同理念に出づるといふよりは、會社の强化と收益の增强を目的としたことは言

ふまでもありませぬ。米國のやうな資本主義の本國に於てさへ、生命保險にあつては營利主義から非射利主義への轉換が企圖せられ、株式生命保險會社が相ついで相互會社に組織を變へて行つたのでありますが、わが國ではかへつて五相互保險會社が一相互會社に統合されたやうな譯であります。會社は契約者配當の多少を競つて新契約の獲得を爭ふのでありますが、敢て契約者の爲に養老年金保險を顧るものがなかつたのであります。被保險者の醫療施設、健康增進施設、または結核豫防施設といふやうな仕事は、二三の會社を他にすれば、多くはこれを顧みることをしなかつたのであります。

このやうにして我が國の生命保險を發展せしめたものは、舊い時代の營利主義であり、販賣政策であります。かくて生命保險本來の倫理性とは相いれぬ樣な營利理念が、保險企業を支配して居なかつたとは言へないのであります。

はしがき

これが今次戰爭發生以前に於けるわが國生命保險の偽らざる實際であり、このやうにして大東亞戰爭に突入したのであります。

支那事變以來わが國の經濟界は急激なる幾變轉を續けて來たのでありますが、生命保險事業もこのやうな世紀の波を避けることは出來なかつたのであります。契約者配當の制限、增加資產の國債保有、低料新種保險への轉換、戰爭死亡に對する保險金の無條件支拂、無診査保險の新設、代用診査の適用、戰爭約款の廢止といふやうな嘗ては豫想もしなかつたやうな大きな問題が次々に處理されて行くにつれて、生命保險の本質に就いて、改めて考へなほして見なくてはならないやうになつたのであります。かくして保險契約法の再檢討がなされんとして居ります。このやうな未曾有の大戰に遭遇して、物みなが遷り變るのでありますが、生命保險の本質についても、われわれは改めて皇國本來の精神に立歸つて、歐米的思想の再檢討に迫

られて居るのであります。

わたくしが、この書に於て、一應舊來のわが國生命保險の實際を顧みこれを跡づけて見やうとしたことは、これによつて來るべきものの形態を模索することも出來やうかと考へたからであります。この意味でわたくしはわが國に行はれる生命保險の現狀のすべてを考へて、これが平易な解說を心がけたのであります。

この書に於てわたくしは多くのものをマクリンの方法によつたのでありますが、更に一層多くのものをわが國の實際經驗に採り、多數の先輩諸氏の教示を受けたのであります。これを一々ここには擧げないのでありますが、記して深き感謝を捧げるものであります。

昭和十八年四月三十日

著者

目次

第一章　生命保險の基本となる原理……一

保險の意義—保險の原理—保險の價値と危險の性質—生命保險の場合—賦課式保險—毎年繼續定期保險の場合—平準保險料式—保險と投資の結合—平準保險料式と遞增保險料式

第二章　生命保險會社の組織……二四

株式會社—相互會社—會社の設立—株式會社と相互會社—株式會社と相互會社の保險料正味

第三章　生命保險の種類……四一

保險契約に關する用語—生命保險の種類—終身保險—普通終身—有限拂込終身—一時拂終身—聯合終身—養老保險—養老保險の種類—定期保險—徴兵保險—蓄資保險—生命年金契約—即時終身年金—據置年金—定期年金—年金掛金の計算

第四章　死亡表……六〇

死亡表の意義—我邦で古く使用された死亡表—死亡表の作製—商工省經驗生命表—平均餘命

—選擇死亡表—裁斷表—商工省經驗表と會社の實際死亡—人口統計を基礎とする生命表

第五章 保險料……八四

保險料の計算—一時拂純保險料—複利表—一年定期保險の一時拂純保險料—終身保險の一時拂純保險料—年拂純保險料—養老保險の一時拂純保險料—年拂純保險料—附加保險料—保險料の最近の傾向

第六章 責任準備金……一〇六

責任準備金の意義—終身保險の責任準備金—養老保險の責任準備金—保險費用—解約返還金—チルメル式責任準備金—年末及中間責任準備金

第七章 契約者配當……一三五

生命保險會社の利益—剩餘金の現狀—剩餘金の原因—剩餘金の分配—契約者配當の方法—年拂保險料累加標式—矢野恒太氏の配當論—累加配當の實際—責任準備金比例標式—利源別配當方法—利源配當の計算例—其他の配當制度

第八章 保險約款……一五八

保險約款の變遷—保險料拂込に關する約款—會社の責任開始—保險料拂込期日—保險料拂込猶豫期間—契約の復活—解約返還金—拂濟保險—延長定期保險—保險料自働貸付—保險金支拂に關する約款—不可爭條項—保險金支拂免責條項—自殺—年齡の錯誤—保險金支拂方法—その他の約款—契約者の解除權—保險證券擔保貸付—契約者配當—模範約款

第九章 危險の選擇……一九一

申込書—診査醫の質問—診査醫の報告—査定—申込者の調査—保險年齡の制限—無診査保險—新設無診査保險の概要

第十章 癈疾特約及保險金倍額支拂特約……二三四

癈疾特約—癈疾特約の意味—癈疾の繼續—特定癈疾—年齡制限—癈疾の告知と繼續證明—或る種の危險の除外—癈疾率—保險料—簡易保險の場合—癈疾約款—保險金倍額支拂特約—保險金倍額支拂の意味—事故死亡率及保險料

第十一章 決算報告書……二三八

決算報告書の概要—貸借對照表—負債勘定—資産勘定—資産の分布—法律による制限—均等利廻評價法—損益計算書—資産内容の明細—事業報告書

第十二章 業務組織……二七二

取締役の任務—業務の分擔—本社の組織—業務部—現業部—財務部—數理部—醫務部—外野の組織—外務職員の必要—外務員の素質—外務員の教育—外務員の免許—外務員の報酬—外野の組織—代理店の機能

第十三章　簡易保險……二九七
簡易保險の效用—保險種類—保險料率—簡易保險の死亡率—簡易保險の法規—面接—契約の效力發生時期—保險料の拂込方法—疾病による保險料の免除—高齢者に對する保險料の免除—保險金削減期間—保險金受取人の順位—保險契約の變更—保險金受取人の變更—還付金—權利の讓渡又は差押禁止—戰爭危險の無條件引受—その他の規定—簡易保險事業の經營—中央機關—地方監督及現業機關—簡易保險の宣傳—簡易保險の發達—原始的簡易保險—簡易保險の沿革—官營簡易保險の誕生

第十四章　郵便年金……三一七
年金の原理—年金の意義—年金の死亡表—年金純掛金—年金の責任積立金—年金掛金の分析—郵便年金の種類と掛金—即時年金—據置年金—保證即時年金—保證據置年金—定期年金—團體年金—約款の一般—年金契約者と年金受取人—貸付—契約の變更—讓渡及差押—特別返還金

第十五章　弱體保險……三二三
弱體者の場合—團體危險の分布—團體危險の處理法の種々—點數法—保險料

第十六章　團體保險……三三八

第十七章　生命保險法……三九一
保險公法と保險私法—營利保險法と相互保險法、—損害保險法と生命保險法—陸上保險法と海上保險法—保險契約の關係者—保險契約當事者の資格—保險仲立人と保險代理商—保險契約法の性質—保險約款の性質—生命保險契約の意義—保險金額の支拂—保險事故—保險期間—保險料の支拂—保險者の義務—保險者の權利—他人の生命保險—他人のためにする保險—保險契約の變更—保險契約の消滅

第十八章　生命保險事業の監督と課稅……四三四
監督—取締規定の必要—政府による監督の沿革—監督規定—資金運用の制限—事業費の制限—課稅—法人稅—臨時利得稅—法人資本稅—營業稅—配當利子所得稅—配當利子特別稅—外貨債特別稅—地租—有價證券移轉稅—不動產登錄稅—印紙稅—家屋稅—不動產取得稅—市町村民稅—生命保險會社課稅の內譯—保險金の課稅—課稅と保險料の免稅

第十九章　我國に於ける生命保險の發達……四六七
近世的保險思想の啓蒙—外國生保會社の侵入—近代的生命保險の誕生—共濟五百名社—明治

生命保險會社—類似保險の濫設と帝國及日本兩社の創業—模倣濫立時代—生命保險會社の整理—弱小保險の合同—相互保險の擡頭—生命保險の發展—簡易保險の創設—流行性感冒—關東大震災—銀行恐慌と生命保險の整理—最近の情勢—總力戰下の生命保險

第一章　生命保險の基本となる原理

保險の意義　保險を完全に定義するといふことは甚だ困難なる仕事であります。殊に近世にあつては保險の本質に關する考へ方が擴大發展させられたので、更に幾多の問題を加へるのでありますが、今これを簡單に言つて見れば『將來起るであらう財政上の損失が著しく過大であつて、一個人による負擔が不可能であると言ふやうな場合に、それらの損失を多數の人々に分擔させる組織である。』と言つて一應の理解を得ることが出來るのであります。そのやうな損失とは火災保險では財產の燒失により、失業保險では失業による收入の一時的中斷により、生命保險では死亡による收入能力の永久的停止によつて起るのであります。が、更に今日では斯うした損失條件の觀念が擴大せられ、必ずしも損失が損失でなかつたとしても、一定の

偶發による條件が充たされることをもつて、保險事故の發生と見做すこともあるのです。生存保險では一定の年齡まで生存することをもつて保險事故の發生と見做して居ります。更に徵兵保險では、適齡者が入營することを條件とするのであります が、何れにしても、これらの保險に於て重要なる事實は、これら團體の各自が保險の對象となるべき危險の分擔を直接に承認し、これに對する分擔額を醵出して居るといふことであります。言ふまでもなく、このやうな分擔額が保險料であり、事故の發生による補償金額が保險金であります。

このやうな保險團體は保險會社の宣傳又は外務社員の勸誘によつて組織結成されて居るのでありますが、曾てはさうした組織もなく、個人の保險業者との相對で簡單に保險證券が作成されたこともあります。從つて保險料計算の基礎も確定せず、更に災害の起つた場合は個人の資本で損失を保償するといふ建前でありますから、損害が過大であつたり、事故が超過したやうなときには、支拂不能に陷る場合も少く無かつたのです。斯うした危險を分擔する爲に保險業者同志の間でも危險の分散

を行つて居つたのでありますが、然かもなほ資本が損失を償ひ得ないやうな場合も實際に起つて來たのです。このやうな保險の方法は海上保險又は火災保險のやうな一定の期間を限つた危險の分擔には或は適當とせられたのでありますが、保險期間が可成り長くなり、その團體員が長期に涉つて相當の金額を拂込み、從つて保險業者の手許に多額の準備金が積立てられるやうな保險では、斯かる方法は不適當であつたと言はなければなりませぬ。生命保險はこのやうな種類に屬する保險であります。斯くて經營組織としても一層永久的であり、積立金の完全をも保證せられるやうな企業の形態が要望せられ、今日のやうな株式會社又は相互會社による生命保險企業が發達するに到つたのであります。

保險の原理　ここで保險の原理を簡單に考へて見ます。或る町に價格一萬圓の家屋が二千軒あります。その內の一軒が火災で燒失したとして、若し燒けた家屋に保險が附けてなかつたとすれば、その家屋の持主の損害は一萬圓であります。いろいろ特殊な場合を考へて見ても、一年の間にその町で火災の起る割合は甚だ僅かであ

ります。過去の統計を調べて見ても、この町の全體で一年に三回乃至四回以上の火災は起らぬのであります。言ひ更へると家屋所有者の一人一人に就て見ると、このやうな大きな災害の發生する可能性といふものは甚だ少いのでありますが、これを町全體として見れば、家屋所有者の三人又は四人がこのやうな損失を受けるであらうといふことも亦恐らく確實であります。それで居つて誰がその望まざる籤を引き當てるものであるか豫め期することは出來ないのです。斯うした事情の下にあつて、家屋の持主達にとつて最善の途と言へば、燒失家屋の所有者が各自の損失金額を負擔するかはりに、二千軒の家屋の所有者が等しくその損害を分擔することを契約するにあります。火災が起つて家屋の一軒が燒失したときは、各自が五圓づつを支拂ふ。二軒が燒失すれば十圓を支拂ひます。これを言ひ更へると、各個人に於ける損失一萬圓の可能性を、五圓乃至十圓の少額なる損失の確實性をもつて置き換へるのであります。このやうな原理は單純なる火災保險組合の構成でありまして、實際はその町の過去の經驗を基礎として豫め一定の保險料を算出し、契約者は保險金

額に對する保險料を前拂するのであります。若し保險料がその年度の保險金額を支拂つて尙ほ剩りがあるときは、その殘餘は組合の利益とせられ、不足した場合は契約者各自がその損失を負擔するのであります。

斯うした組織は初期に於ける生命保險に於ても實行せられたのでありますが、ここで生命保險のことを述べる前に、更に保險の性質に就いて一二の注意すべき事實に觸れて置きます。

保險の價値と危險の性質　總ての人々が保險料を拂込むのでありますが、保險金を受取る者は甚だ僅かに過ぎません。その故は損害を蒙る者が少ないからであります。或る一團の人々が一年分の保險料を拂込んで火災保險を契約して、無事に保險期間を經過したのでありますが、その中の一人が自分の家が燒けなかつたので保險によつて何等の恩典にも浴しなかつたと考へ、さきに拂込んだ保險料の返還を求めたとすれば何うなるか。このやうにして家屋の燒失を免れ得た人達の拂込んだ保險料が再び返還されるものとすれば、そのやうな保險組合が火災の損失を保償するこ

とは決して出來ないのであります。同樣の事實が生命保險に就ても言へるのです。私は死亡しなかつたのであるから、會社に對して何等の損失をも與へなかつたばかりでなく、生命保險によつて何等の利益をも受けて居らぬと考へたとすれば、それは凡そ間違つて居ると言はなくてはなりません。契約者が保險料を拂込み、保險を契約したその日から、保險契約が繼續する間は、常に契約者は保險團體の保護を受けて居るのであり、そのやうな保護は言ふまでもなく、保險料を拂込まなかつたときは決して與へられなかつたのであります。

更に保險契約者の全員が同一額の保險料を拂込むといふことは、當然危險の性質を同一と見做す一つの假定を含むで居るとしなくてはなりません。若しそうでなかつたとすれば、各自に對する保險料に就て何等かの補正が行はるべきであります。さきの火災保險の場合で言へば、總ての家屋が火災にかかつて燒失する危險の割合を同一であると見たのでありますが、若しその內の或るものが石造であり、他のものが木造であつたとすれば、危險の基準といふものは決して同一ではありません。

生命保險でも同樣に年齡、職業、體格の異同が死亡率に影響するものとして、各種の標準率が考へられて居るのであります。

生命保險の場合　多數の人々の共同によつて、偶然の災害による損失を分擔するといふ保險の一般原理は、火災保險の場合と同樣の方法で死亡保險にも適用することが出來ます。その最も單純なものは保險期間を一年とし、被保險者の全部が同じ年齡で、同じやうな健康狀態にある場合であります。このやうな保險組合では死亡が發生する度に會員各自に割當金を賦課して規定の保險金支拂に當てるのであります。保險思想の幼稚な時代にあつては、このやうな保險組合が營まれたこともありますが、少しく進歩した組合では、過去の經驗を基準とする概算保險料を前納で徵集し、保險料の餘剩は組合の利益とし、不足した場合の損失は同樣にして組合の負擔とせられたのであります。

この場合に組合が保險料を決定する基準は、言ふまでもなく死亡表によるのであります。死亡表は被保險者千人乃至一萬人又は十萬人に就て、一ヶ年に死亡する平

均人員を年齢別に表示したものであります。ここに掲げたものは本邦最新の死亡表である商工省日本經驗生命表が表示する數字であります。死亡數は被保險者千人に對する數字であります。

年齢	千人中一年の死亡者數	年齢	千人中一年の死亡者數
一〇	三	三五	八
一五	五	四〇	一〇
二〇	一〇	四五	一三
二五	八	五〇	一九
三〇	七	五五	二六
		六〇	四一
		六五	六二
		七〇	九三
		七五	一三七
		八〇	二〇三

（註）―商工省日本經驗生命表は本邦で營業する生命保險會社中、外國會社と大正十二年の震災で材料を失した會社を除く十九會社の、明治四十五年から昭和二年に到る十五ヶ年の資料によつて計算したものであります。

簡明を期してここでは整數値をとりました。實際の死亡數即ち死亡率は平均値を表示するので、死亡表は小數値をも含んで居ります。

右の死亡表によりますと三十才の者を一年間保險するに必要な保險料は、保險金千圓に就て七圓であります。言ふまでもなく事業の經營には多少の經費も要るのであります。更に保險料が前納され、保險金が一年間に渉つて支拂はれるとすれば、利息に當る或る金額が差引かれても宜い譯ですが、ここでは斯樣なこまかな計數には觸れないで、單純に保險金に就て考へて見るのであります。若し過去の經驗が繰返されるものとすれば、三十才で生命保險を契約した千人の中で、一年間に死亡する者は七人であります。七人に對する死亡保險金は七千圓で、千人の契約者が七圓づつ負擔すれば充分といふことになります。

そこで三十才で一年の保險を契約し、一年後まで生きて居つて更に一ヶ年の保險を繼續しやうとすれば、生存者の各自は三十一才者の死亡率を基準として計算した保險料を拂込まなくてはなりませぬ。さきに揭げた死亡表でも解るのですが、死亡率は年齢と共に增加するので、第二年度の保險料は初年度の保險料よりも少しく高くなります。このやうにして一年ごとに保險料を更新し乍ら契約を繼續して行く保

險を毎年繼續定期保險と言ひ、生命保險の最も單純な形式とするのであります。

賦課式保險　死亡者のある度ごとに被保險者の各自から掛金を徴集し、これを基礎として保險組合を營んで行くといふ方法（賦課式保險）は、外國では古くから行はれ、我邦でも明治の初年頃から會員組織で行はれたことがあります。共濟五百名社の如きがその一つであります。いま當時の記錄を開いて見ますと、次のやうな目論見書を讀むことが出來るのであります。

『回顧すれば明治十三年一月なりき……世間交道の動もすれば生に厚くして死に薄きを嘆じ、知己朋友五百名を糾合して一社を成し、會員中死者ある毎に各員より金貳圓を醵出し、これをその遺族に贈り、贈與を受けたる者は亡社員の後を繼いで社員となることを相約せり。これ卽ち共濟五百名社にして實に我邦生命保險會社の嚆矢なり。』とあります。

毎年繼續定期保險と賦課式保險とはその性質から言つて頗る相似て居るのであります。毎年繼續定期保險では現存被保險者の年齡に對する過去の經驗を基礎とする保險料を前納するのでありますが、賦課式保險は保險年度內を通じて實際に死亡者があるごとに掛金を徴集するのであります。そこで賦課式保險で被保險者から徴集する掛金が、各年度の被保險者の年齡による實際死亡率に比例して決定されたとすれば、この二つの方法の結果に於ては全然變りは無いのでありますが、多くの賦課式保險では、それは五百名社の場合に於ても、掛金が實際の死亡率に比例しなかつたのであります。死亡保險金は單に年齡とは關係なく、被保險者の全部に平等に分擔させられました。

五百名社の場合で言へば會員中に死亡者がある度ごとに各員が二圓づつの香奠を醵出して千圓の保險金を遺族に贈つたのであります。死亡者が凡そ一年に何人と決つて居る譯ではありませんから、保險料も死亡者の數に從つて多くもなり少くもなります。それを一定して毎月二圓、年額は二十四圓と決めて徴集して見ると、年に十二人の死亡者は無いので掛金が餘ります。それを積立金として利殖して將來の死亡超過に備へました。始めは死亡者も少なかつたので斯うした組織でさして經營

に困難も無かつたのでありますが、會員が漸く齢をとつて來ると一年に十二人以上の死亡者が出る。若い會員を補充して見ても死ぬだけの者は死んで行くので、年々入つて來る金よりも出る金の方が多くなつて積立金に喰ひ込むのです。終身保險千圓で二十四圓の掛金なら、別に保險料が安過ぎる譯ではありませぬが、加入年齢を無視して同額の保險料を取つたのでは、危險の負擔が不公平で後に殘つたものが損をするのです。このやうな理由から共濟五百名社が近代生命保險の學理に立脚する共濟生命保險會社（現在の安田生命）に進出するに到つたのであります。

或はまたこれらの掛金が被保險者の年齢と相關聯して設計せられたやうな場合でも、いろいろの誤解が導入されました。例へば保險に加入した當時はその年齢に比例して掛金が賦課されても、その後の年齢の增加に就ては別に新しい調整がなされなかつたのです。或はまた常に齢の若い加入者を補充して行くなら、舊い加入者の年齢增加を中和することが出來、全體としての平均年齢をも一樣に保持することが出來て、從つて全體の死亡率も增加せず、年々の掛金も增加しないで濟むであらうと考へられたのです。不幸にしてこのやうな計算には大きな誤りがありました。被保險者全體の平均年齢が增加しなかつたとすれば、死亡率もまた增加しないであらうといふ考へは間違つて居るのです。ここで再び商工省表を掲げて見ませう。

年齢	被保險者數	對千死亡率	死亡數
四〇	一、〇〇〇	九・五〇	一〇
二〇	一、〇〇〇	九・八一	一〇
六〇	一、〇〇〇	四一・三四	四一

二十才の者を千人と六十才の者の千人を含む二千人の團體の平均年齢は四十才であり、一年間の死亡者は凡そ五十一人、對千死亡率は二五・五となるのであります が、四十才者の死亡數が對千凡そ十人であることは前表によつて明かであります。

このやうな保險組合は、初めは多數の若年被保險者の加入を得て經營を始めるので、平均年齢は年々增加して行きます。よし多數の新加入者があつて、始めはさう

でなかつたとしても、被保險者が年齡を重ねるに從つて、全體としての死亡率が增加することも亦確かな事實であります。かうして毎年の掛金が高くなり、新しい加入者が得られなくなるばかりでなく、年齡の若い被保險者もだんだん脫退して行くのです。斯くて死亡率は更に增加し、掛金は愈〻高くなつて、やがてはこのやうな保險組合の破綻を來すに到るのです。

毎年繼續定期保險の場合　前揭の概算死亡表によつて、事業費を除外して毎年繼續定期保險の設計を立てて見ますと、各自の保險料は三十才で七圓、四十才で十圓、五十才で十九圓、六十才で四十一圓となり、概して年齡の增加に從つて保險料も增加して行きます。或る年齡と次の年齡との間の保險料の差額は、初めの內は甚だ僅かでありますが、年齡が增すに從つて加速度をもつて增大するのです。四十才と四十一才との間の保險料の差額は僅かに五十三錢に過ぎないのですが、六十才と六十一才との間では三圓四十九錢、七十才と七十一才との間では實に七圓八十八錢となります。高年齡になるまでこのやうな保險を繼續して行くとすれば、保險金千圓に

對してその保險料は六十五才で凡そ六十一圓、七十五才で百三十七圓、八十五才では二百九十二圓となります。言ふまでもなく或る年度の保險料は、その年度で支拂ふ死亡保險金額を、各自の年齡によつて適正に分割したものであり、年々新しい保險が形成されるのであります。このやうな設計で保險の契約を制限なく繼續して行くときは、高年齡に達した多數の契約者は、激增して行く保險料の拂込を嫌つて、だんだん脫退して行くのであります。その內でも身體の弱い者はなる可く契約の繼續を希ふに引きかへて、健康に自信のある者はどしどし落ちて行きます。斯くて保險料は愈〻高くなる筈でありますが、原則として保險料は年度の始めに決めて前納するので、多額の損失は結局に於て會社が負擔するといふことになるのです。このやうな毎年繼續定期保險は一般の養老保險に較べると概して保險料が安いので、契約者としては甚だ有利でありますが、高年齡の者や終身保險に就いては適當であるとは言へないのであります。外國では六十才又は六十五才を限度として、一定の制限の下にこのやうな

保險を販賣するのでありますが、我邦では現在このやうな保險を營む會社は見當りません。尤も團體保險又は再保險會社では、この種の保險に於ける實際上の困難を除去することが出來ますので、制限なくこれを繼續することも出來るのであります。

生命保險の加入者は、何時死ぬるとしても、その年齡まで繼續することの出來るやうな生命保險を希望するのであります。このやうな要望を充すために作られたものが平準保險料式保險であります。現在の生命保險會社は、すべてその販賣する保險に平準保險料式を適用して居ります。平準保險料式は投資と保險とを結合したもので、毎年繼續定期保險のやうな純粹の保險ではありません。

平準保險料式　年齡の增加と共に死亡率も增加して行くので、結局は加入者の誰もが拂ひ切れぬやうな高額の保險料が要求せられるに到るであらうといふことを說明したのでありますが、保險料の拂込に就てはここに新しい方法が考へられたのであります。平準保險料式に就ては後章で說明するのでありますが、これを簡單に言つて見れば、その年度の保險金支拂に充當せられる各自の分擔額の外に、將來の保險金支拂に充當すべき金額の分擔額をも加へたものを、各年度に平均して割當てる方法であるとするのであります。言ふまでもなく、其處には死亡表が基準とせられ、更に保險料中の將來に積立てられる金額の豫定利率が決定せられなくてはなりません。かくて毎年同額の平準保險料が決められます。

かくして平準保險料式は、生命保險に全く新しい要素を導入することになりました。新しい要素とは加入者から拂込まれる保險料の超過額によつて構成される投資積立金であります。これを責任準備金と名けます。この金額は會社が將來の保險金支拂の爲に保持する契約上の積立金であり、これがなかつた場合は保險金の支拂が出來なくなる重要なる資金であります。このやうな保險では死亡時に支拂はれる保險金額は、毎年繼續定期保險の場合と同樣に額面保險金額でありますが、被保險者の死亡と同時に、右の契約に對して蓄積された責任準備金が解放され、支拂保險金の一部として使用されるのです。このやうな譯で責任準備金が增加すると同時に危險保險金額はだんだん減少して行きます。言ひ更へると純粹の保險であるところの

純保險金額（額面保險金額から責任準備金を控除した金額）は年々減少するので、死亡率の増加は、純危險保險金額が減少し、責任準備金の増加することによつて相殺され、眞の保險に要する費用を減殺することが出來るのであります。

このやうな平準保險料式の原理を計數によつて說明します。例表は保險金千圓の三十歲者普通終身保險をとりました。商工省表、利率三分五厘。

年度	年齡	責任準備金（小數四捨五入）	純危險保險金	死亡率（千人ニ付）	純危險保險金ニ對スル毎年ノ定期保險料
		圓	圓		圓
一	三〇	三	九八八	八・〇五	七・九五
五	三五	六六	九三四	八・〇六	七・五三
一〇	四〇	一四五	八五五	九・三八	八・〇三
二〇	五〇	三六	六七四	一七・二七	一一・六四
三〇	六〇	五一五	四八五	三八・〇七	一八・四六
五〇	七〇	八一七	一八三	一八六・七六	三四・一八

先づ第一年度を見るのでありますが、その年度中に蓄積された超過拂込額即ち責任準備金は十二圓であります。從つて若しこの年度中に或る被保險者が死亡したとすれば、被保險者全體の拂込んだ保險料の內から死亡被保險者の爲に負擔させられる金額は、千圓ではなくて九百八十八圓であります。純危險保險は千圓ではなくて九百八十八圓であります。これは言ふまでもなく、死亡した被保險者自身がすでに十二圓の責任準備金を積立てて居るからであります。このやうにして被保險者各自に對するその一年間の眞の保險料は八圓五錢（利率を計算しないで單純に保險金千圓、三十才者に對する毎年繼續定期保險料）ではなくて七圓九十五錢であります。（8圓05錢×0.988＝7圓95錢）

同じやうにして十年度では各契約の責任準備金は百四十五圓に增加し、純危險保險金は八百五十五圓（千圓から百四十五圓を減じた額）に低下します。その一年間の眞の保險料は八圓二錢（9圓38錢×0.855＝8圓02錢）となり、他方毎年繼續定期保險料は九圓三十八錢であります。平準保險料式の效果は高年齡に達するに從つて一

層その眞價を發揮します。三十年度では責任準備金は五百十五圓となり、純危險保險金は四百八十五圓に低下します。この場合の危險保險金に對する保險料は十八圓四十六錢でありますが、若し責任準備金を持たなかつたとすれば、卽ち毎年繼續定期保險によつたとすれば、當年度の保險料は三十八圓七錢となります。以上の原理は保險の原理を理解する爲に特に重要なものであります。

保險と投資の結合　平準保險料式では、千圓の保險は千圓の純危險保險を負擔するのではなく、千圓からその加入者が蓄積した責任準備金を控除した金額卽ち、危險保險金額を負擔するのであります。從つて平準保險料式は純粹の保險ではなく、寧ろ次第に減少する保險と、次第に增加する投資との結合であるといふことが出來るのであります。この意味による純粹の保險金額と投資金額とは如何なる年度にあつても、その和が契約の額面金額と等しくなるやうに數理上の計算が行はれて居る譯であります。

平準保險料式と遞增保險料式　平準保險料式と毎年繼續定期保險式卽ち年々遞增する保險料式による保險金千圓に對する毎年繼續定期保險の遞增保險料と、平準純保險料式とを比較するのでありますが、商工省經驗死亡表（件數男子三年截斷表）を基準とし、責任準備金利殖の比率を年三分五厘とします。二十才から最終年齡に達するまで、年々一千圓の保險金を保證する各年齡の遞增保險料は二十才が十圓八十二錢、四十才では九圓八十錢、六十才では四十一圓三十五錢、七十才では九十二圓三錢、八十才では二百一圓五十八錢であります。遞增保險料の特徴は初期の保險料が安く、五十才までは緩かな增加を見せて居りますが、その後は急激な加速的增加を續け、最終年齡に達するまでの二十年間は恐るべき高率保險料を要求するといふことであります。この場合の普通終身契約の平準保險料は十五圓五十錢であります。このやうな比較によると二十才から五十才までは年拂平準保險料が高いのでありますが、五十才後になると年拂平準保險料は、額面金額を純危險保險金額とする各年度の定期保險料よりも安くなつて來ます。このやうな二つの方法は死亡の

場合に同一保險金を支拂はれるといふ點では確かに同價値のものであります。唯だ明かなことは凡そ五十才以前に死亡したときは遞增保險料式によるものの方が有利であるといふことであります。ここで考へなくてはならぬことは、人間の壽命といふものは、その前半にあつては死亡は單なる偶然の事故であつて、或る年齡に就て言へば死亡は甚だ僅かであるとも言へるのでありますが、死が人生の前半に起らなかつたとすれば、それが後半に於て起るであらうといふことは、何よりも明かな事實であります。斯やうにして人生の後半では、年齡の經過と共に一年間の死亡者の數は著しく殖えて來るのであります。かくてわれらは保險の價値といふものが、人生の後半に於てこそ愈〻その重要さを增して來るといふことを知るのであります

ところが二十才の者が八十才まで生きるといふやうなことは甚だ稀であるから、遞增保險料式でこのやうな高年齡者の保險料が甚しく高くなつたとしても、そのやうな高率保險料を拂込むまで生きる者は少いであらうと言はれるのでありますが、——死亡表を見ますと二十才の者の內で凡そ半分が六十五才まで生きて居るのであ

りますから、一萬人の內で五千人は平準保險料に四倍し、なほ年々增加する保險料を支拂はなくてはならぬのであります。

平準保險料式は今日では終身保險ばかりではなく、養老保險又は定期保險にも適用されて、近代生命保險事業に多くの利益を寄與して居るのであります。

第二章　生命保險會社の組織

生命保險會社には株式と相互との二つの組織がありますが、我邦にあつては生命保險事業は大藏大臣の免許を受けなくてはなりません。

株式會社　株式會社は株主が資本を醵出して保險事業を經營する營利企業であります。このやうな會社に於ける保險契約者の立場は、その會社が販賣する保險證券を一定の條件で買ふのであります。從つてその他の損益には關係しないといふのが原則です。古くは株式會社は無配當保險のみを販賣したのでありますが、近年は大多數の株式會社が配當附保險を販賣し、會社の利益は株主にも分配すると同時に、その大部分を契約者に分配して居ります。言ふまでもなく、このやうな考へ方は相互會社の經營理念から導かれたものであります。

相互會社　相互保險會社は被保險者が組織する協同保險組合で、加入者はその組合の社員であります。相互會社の社員は株式會社の契約者に相當するものでありますが、株式會社の契約者に較べると少しく變つた性格を持つところもあります。何れにしても相互會社は非營利を建前とし、會社は契約者各自卽ち社員全體の組織する團體であります。

相互會社は利益の全部を加入者に分配しますが、これは株主といふものを持たぬ經營組織に於ては當然のことであります。それでは資本金のやうなものは全然持たなかつたかと言へば、ここに基金といふものがあるのです。株式にしろ、相互にしろ創業の初期にあつては經營の資金も要ります。將來の變動に備へて多少の支拂準備といふものも無くてはなりませぬ。株式會社は株金をもつてこれに當てることが出來るのですが、相互會社には株主が無く、資本金もありませぬ。これを救濟するが爲に基金醵出者を求め、基金を積立てます。が、これは後にも述べるやうに、會社の基礎が固まつた後には償却して無資本となりますから、株主と基金醵出者との性

格は同様ではありませぬ。

今日では生命保険會社は何れも契約者配當を行つて居ります。それが相互會社では利益の全部を契約者に、株式會社ではその一部を株主にも分配するといふ建前になつては居ても、利益が株主配當となる部分は甚だ僅少であつて、株式と相互の何れに於ても契約者に多額の利益配當を實行して居るのであります。言ふまでもなく、生命保険會社がこのやうな契約者本位の經營を行ふやうになつたのは相互會社の發展が大きな原因をなして居ります。殊に我邦では第一、千代田といふやうな有力な相互會社が、過去數十年に渉つて多額の契約者配當を行つて來たことの功績を忘れることは出來ないのであります。

會社の設立　我邦の保険行政當局の方針としては、新しい生命保険會社の設立を認めるよりも、寧ろ現存する生保會社をも整理統合して、少數の有力な會社にのみ現在の業務を營ませやうとして居るのではないかと考へられるのであります。少くとも特殊の事情が無い限り、今後新しい保険會社の設立は無いものと見て恐らく間違ひは無いのであります。從つてここでは單に、原則としての會社の設立要件に就て述べるのであります。

株式と相互の何れの會社にあつても、その徴收する保険料は過去の經驗が將來の實績に一致するものと假定して計算されるのであります。このやうな平均された實績といふものは、事業の經營が充分に廣い範圍の基礎に打ち立てられて始めて期待することが出來るのであります。從つて會社の創立にあたつては、被保険者が少數である爲に死亡率が豫定よりも超過することを豫め計算に入れて、これに備ふる十分な資金を準備しなくてはならぬのであります。これについては二つの方法が考へられます。その一は事業を開始する前に十分多數の契約申込者を獲て、これによつて平均の結果を期待するのであります。百人の契約者によつて業務を開始した場合に、死亡表によれば第一年度の豫定死亡は一人乃至二人でありますが、時に運が悪くて四人の死亡者を出すといふことも無いとは言へませぬ。これは會社としては一大事であります。が、若しこの場合百人の代りに千人の申込者によつて業務を開始

したとすれば、十人乃至二十人の死亡者の代りに四十人の死亡者が出るといふやうなことはあり得ないのです。

生命保險會社設立の他の方法は、始めに創立資金を設定し、初期の死亡超過に備へるといふのであります。この場合は必ずしも事業開始の前に多數の申込者を必要としないのです。このやうな方法で株式會社が設立されます。我邦の保險業法は生命保險會社の創立に當つて十萬圓以上の株金又は基金の設定を命じ、更に相互會社に對しては設立の以前に『百人以上の社員』の獲得を要求して居ります。

生命保險會社の設立の順序は株式と相互と共に、保險業法竝に保險業法施行規則の規定に從ふことになつて居ります。保險業法は生命保險事業の經營形態として株式と相互の二種を限つて居ります。業法によると發起人は(一)會社の定款、(二)事業方法書、(三)普通保險約款、(四)保險料及責任準備金算出方法書及び五)財産利用方法書を添へた設立認可申請書を差出さなくてはなりませぬ。

定款には保險種類と事業の範圍、會社の名稱、事務所の所在地、資本金又は基金の總額、基金を醵出する者の權利(相互會社)、基金と設立費用の償還方法、剩餘金又は利益金分配の方法などを記入します。

事業方法書には事業經營の地域、保險種類の內容、支店、事務所、出張所、代理店の權限、保險金額と保險期間の制限、被保險者を選擇する手續、保險料の拂込、保險金の支拂、解約その他の返戻金の內容、保險證券、保險申込書、利益又は剩餘金の配當方法等を記入します。

保險約款に於ても保險金の支拂ノ契約無效の原因又は保險金を支拂はない場合の規則その他を記入することになつて居ります。

このやうな書類が完成し、監督官廳の認可があつて始めて事業が開始されるのであります。會社の創立總會はその後に行はれ、株式會社では株主によつて取締役が選任され、相互會社では先づ社員によつて社員總代が選擧され、社員總代によつて取締役が選任されるのであります。取締役から專務取締役又は社長が互選されるのは株式會社と相互會社の何れも同じ方法によります。

株式會社と相互會社　契約者の立場から見て株式と相互と何れが有利であるかといふことに就ては、久しく論議がなされて來たのであります。その内で重要なことは會社の組織と支配及び保險料正味に就てであります。

株式會社は株式資本を擔保として生命保險事業を營むのでありますが、この場合契約者は株式會社の販賣する保險證券を買ふのであります。相互保險會社は契約加入者の協同團體であつて株式資本といふものを持つて居らぬのです。それだけ初期に於ける擔保力に缺けるものがあり、創業時代に幾多の困難に直面しなくてはなりませぬ。相互會社の基金は社債の様なもので、株主に較べると基金醸出者の地位といふものは著しく不利であります爲か、相互會社は創立の際常に基金難に陷つて居ります。これは第一生命の様な一流相互保險會社の歷史に於ても見られるところであります。然し乍ら相互保險の本質が既に契約者の協同組合であつて、そのやうな巨額の資本を必要としないのでありますから、創立後ある年數を經た後になると事情は全く變つて來るのです。これは相互會社ばかりではなく、株式會社に於ても同

様でありますが、契約者の立場から見て資本金が將來の保險金支拂の擔保として役に立つといふやうなことは、僅かの期間に過ぎないのであります。株式會社の資本金が可なり多額であつても、會社の總資產に較べれば僅かの金額であります。そのやうな場合に資本金が保險金の支拂を保證するといふやうなことは不可能であり、必要でもありません。我邦の保險業法では相互會社が相當の期間を經過した後は、基金の償却を行ふべきことを規定し、實狀に於ても今日の相互會社は基金といふものを持つて居らぬのであります。

其處で相互會社は剩餘金の全額を契約者（社員）に分配することが出來るのであります。これに對して株式會社は利益の一部を株主に分配しなくてはなりません。それだけ契約者への配當額が減少するのでありますが、それだからと言つて必ずしも株式會社の契約者が、相互會社の社員（契約者）よりも不利な立場にあるであらうとは限らぬのであります。今日の様に保險資產が巨大になつて來ますと、株式資本といふものはその何百分の一にも足りません。よし株主配當を三割乃至五割と行

ふ會社があつたとしても、それを契約者に分配する利益配當に較べて見れば僅かのものであります。最近はそのやうな株主配當も年々制限せられて來ましたので、年六分、金額にして四千五百圓といふやうな株主配當に滿足して居る會社もあります。年六分四千五百圓の株主配當と言へば拂込資本は七萬五千圓に過ぎないのですが、このやうな金額が今日の巨大なる保險負債を保證する擔保力に價せぬことは言ふまでもありませぬ。それ程のことなら寧ろ株式資本を償却し去つて契約者ばかりの協同團體となし、契約者財產による自己保證、言ひかへると株式會社を相互會社に變更したらよいではないか。そのやうなことも考へられるのであります。

保險事業にあつて株式會社の相互化といふことが稱へられることがあります。米國では株式會社の相互化を要求する聲が高く、例へばメトロポリタン、ホーム・ライフ、プルデンシャルといふやうな大きな株式會社が相互組織に變更しました。我國の保險業法にあつても新しく、株式會社がその組織を變更して相互會社たり得ることを規定して居ります。殊にその場合、變更後の相互會社は基金を設定しなくてもよしと規定しました。このことは生命保險の本質を表すものとして注目すべき事實であります。

生命保險事業の原始形態は相互保險組合でありました。近世の生命保險會社も利潤を目的として設立された營利企業會社とは本質に於てその性格を異にして居り、その形態が株式組織であつても、或は相互組織であつても、常に相互扶助を目的とし、個人の災禍を多人數によつて分擔救濟しやうといふ協同精神を體現するものであります。

生命保險事業に於ける株式と相互の特質を見る場合に支配の要素が問題になります。株式會社は株主が支配し、株主によつて選擧された重役を通して經營に參加します。このやうにして取締役の責任は株主に關聯しますが契約者とは何等の關係もありません。株式生命保險會社の實權は大株主と稱する僅かの株主、特に財閥の經營する會社の場合にあつては、一人の資本家によつて握られて居るやうな場合もあります。このやうな支配權の集中といふことは契約者の立場から見て有利なことも

あり、またさうで無い場合もあります。支配權を有つ株主の經營方針が契約者の利益を考へなかつたとすれば、會社の經營に就て何等の發言權をも持たぬ契約者の立場は甚だしく不利益になる筈です。寧ろこのやうな場合の支配權の集中は經營の危機に立つと云ふべきでありませう。嘗てこのやうにして多數の株式保險會社の經費が不當に浪費せられ、積立金の情實投資が行はれて保險契約者に對する支拂保證が危險に瀕したのであります。支配權がこのやうに集中して居る場合は、株式の賣却によつて簡單に支配權を移轉せられ得る恐れもあります。かくては現に堅實なる經營を行はれる株式會社でも、將來その狀態が何時までも續くと保證は出來ないかも知れません。言ふまでもなく、今日の堅實な一流會社の契約者がそのやうな不安を抱く必要もなく、殊に監督官廳が嚴重な監視を行つて居るので、昔のやうな無責任な經營が行はれるものでもありません。現狀より見れば一流會社が支配權を集中して居る場合、契約者の資產と利益は完全に保護されて居ると見ることが出來ます。一方相互會社では原則として社員（契約者）が會社を支配するのでありますが、實際に於て契約者は全國に散在し、緊密な交涉があるといふ譯ではありませんから、個々の契約者から見れば支配權がその手にあると考へるのは適當ではないのです。相互會社の社員は各自が社員總代の選擧權を持つて居るのでありますが、それが行使は殆ど現任取締役に對する信賴の下に行はれて居るのであります。このことは現存する相互會社が甚だ堅實有力であつて、その經營支配に就いては全面的に契約者の信賴を獲得して居ることを現はして居ると言ふことが出來るのであります。何れにしても相互會社にあつては常任取締役が會社を支配して居ります。契約者はその意志によつては支配權の變更をもなし得る機關を持つて居るのでありますが、その實行は實際的にも困難であり、現狀ではこのやうな波動的な支配權への干涉は行はれて居りませぬ。相互會社に於て正しき支配が行はれて居るときに契約者が經營に參加するといふことは、寧ろ會社の業態を惡化せしむる恐れがあります。從つて業績が惡化した場合に契約者が乘り出して經營に參加することが出來るやうな方法が規定されて居れば、それで充分であるといふことが出來るのです。

ここで株式支配と相互支配の兩者について考へる場合に、今日の株式會社又は相互會社の內部に蓄積せられる多額の積立金の殆ど全部が、契約者によつて拂込まれ、契約者に屬する財産であるといふことを知らなくてはなりませぬ。よし株式資本があつたとしてもそれは甚だ僅少であります。從つて株式會社に於ても相互會社と同樣に、契約者が會社の經營に參加する權利があるとせられるのです。同樣の關係は銀行と預金者の間に於ても見られますが、銀行の預金者は銀行が相互化することを希望しないのであります。然し乍らこれは保險契約者と銀行預金者との自らなる立場の相違を意味するのであつて、預金者は甲の銀行に不滿があれば、乙の銀行に預金の全額を移すことも出來るのでありますが、保險契約者が損をしないで解約返還金を受取るといふことは不可能であります。このことは契約者として見れば、拂込んだ保險料の內からすでに本人が受取つた保險利益に相當するだけの金額を差引かれただけで、實質的には何等の損失をも蒙つた譯ではありませぬが、然かもこれを銀行預金者がその預金を甲の銀行から乙の銀行に移すのとは事情は遙かに違ふので

す。保險契約者は恐らくこれまでと同じやうな條件で新しい保險に加入することが出來ないばかりでなく、如何なる條件によつても他社の保險證券を獲ることが出來ないかも知れないのです。今日に於ては少くとも相互會社の契約者は經營參加權を持つて居ります。そしてこれが株式會社に於ても要望せられて居るといふことも事實であります。從つて何等かの形式で一定數の取締役への選擧權が、株式會社の契約者に與へられるであらうといふことも考へられるのであります。

株式會社と相互會社の保險料正味　株式會社と相互會社が販賣する保險證券は、何れが安く、何れが契約者に有利であるかといふことは、會社の組織だけでは決められぬことです。古くは株式會社は低保險料の無配當保險を、相互會社は幾分保險料の高めの配當附保險を販賣したものでありますが、近年は株式會社も相互會社の特徴を學んで、剩餘金の大部分を契約者に分配することを原則として居ります。

我邦で契約者に多額の剩餘金分配を始めたのは第一生命で、千代田生命がこれに續きます。何れも相互會社であります。これらの會社の配當は保險料を標準とし、

その年拂額に累加するやうな高率配當を行ひ、これを年々の保險料と相殺したので、正味掛金は年々減少して行きます。一般大衆の好みもこれに投じ、契約者配當とし言へば累加配當、長命無損害を常識とするやうになりました。株式會社もこれに倣つて更に高率の配當を實行するために豫め配當資金を保險料に含ませた高配當保險を設計しました。契約者の立場からすれば保險料も安く配當も少い保險が利益か、少しは保險料が高くても配當の多い方が有利であるかは、簡單に決めることが出來ないのであります。若し早く死ぬることが解つて居るとすれば、配當などは少くとも保險料の安い方がよく、長生をするつもりなら少しは保險料が高くても、將來多額の配當金を受取る方が有利であります。が、人間の壽命を誰が測り知り得るでせう。生命保險で利益をするつもりならなるべく早く死ぬるに越したことはありません。生命保險の利益は何處までも、一人の災禍を多人數で分擔するところにあるので、そのやうな相互扶助の考へを忘れて、あまりに貯蓄的利益を追及するといふことは感心の出來ぬ話です。

これを要するに株式と相互と何れの保險が安いかといふことは、その會社の販賣する保險證券と、その會社の過去の業績によつて判斷するより外はないのです。今日のやうな競走の激しい世の中では一流會社の販賣する保險の條件といふものは概して平均して居ります。保險料を決定する條件として、利率と死亡率と經費があげられるのですが、死亡表は既に一定し、豫定利率も三分五厘ときめられて居ります。新契約費と舊契約の維持費も監督官廳から制限されて居ります。かうした條件のなかで僅かの死差益と利差益と營業費差益を擧げて剩餘金の源泉を求め、これを契約者に分配するのでありますが、そのやうな差益も年々減少の一途をたどつて居ります。今日すでに心ある識者は保險料の公定を要望するのであります。これはあらゆる物價が公定せられつつある時代に、生命保險料も亦その合理的價格を見出すべきであるといふ統制論者の見解でもありますが、他方ではすでに生命保險會社各自の業績が一樣化して、其處に甚しい優劣が見られなくなりつつあることを意味するのでもあります。それ程我邦の生命保險事業は進歩しました。被保險者選擇の技術に

就いても、財産運用の方法に關しても一流會社の方向は一致して居ります。ここに今なほ少數の二三流會社なるものが殘存して、多少の問題を投げかけて居るのでありますが、このやうな會社が獲得する一ヶ年の契約高といふものは、殆んど言ふに足らず、近き將來に於て、これらの會社が合理的に整理統合せられるであらうといふことも明かな事實であります。

第三章　生命保險の種類

我邦の生命保險會社が販賣する生命保險の種類は、外國のそれに較べると甚だその數が少いのであります。このことは我邦に近代的生命保險が行はれてから既に六十年を經過し、近年の著しい發展にもかかはらず、保險思想の發達がこれに伴はなかつたとも言ふことが出來るのであります。文化の進むにつれて複雜なる社會の要望が、各種の生命保險または年金契約を生み出すであらうことは、諸外國の經驗によつてもこれを知ることが出來るのであります。このやうな保險の種類について述べる前に、ここで生命保險契約に關聯する二三の用語について說明して置きます。

保險契約に關する用語　生命保險を契約する者が保險者で、これに對して申込む者が保險契約者であります。保險の目的となつて、その生死について保險金が支拂

はれるとき、そのやうな者が被保險者であり、保險金を受取る者は保險金受取人であります。これらの三者を加入者と總稱することもあります。加入者の三者は同一の人でもよく違つて居るときもあります。

事故の發生によつて保險金の支拂はねる一定の期間を保險期間と言ひ、契約者の拂込む金額を保險料、會社が事故の發生に際して支拂ふ金額が保險金であることは言ふまでもありません。

生命保險の種類　生命保險の種類は一般に終身保險、養老保險、定期保險の三つに分類せられます。

終身保險　終身保險とは被保險者の一生を保險し、被保險者の死亡したときにのみ、保險金を支拂ふ契約であります。これをこまかく普通終身、有限拂込終身、一時拂込終身、聯合終身に區別します。

普通終身　被保險者の生存する間中保險料の拂込を繼續する保險が普通終身であり、このやうな種類が終身保險としては最も普通であります。生命保險本來の性質から言へば普通終身は掛金が安く、最も適當な契約でありますが、由來、我國では保險と貯蓄の目的を明かに區別することが出來なかつた爲に、被保險者の死亡したときにのみ保險金の支拂を行ふやうな保險が發達しなかつたのであります。普通終身保險の缺點とすることは、保險料の拂込に期限が無いといふことです。生きて居る間中保險料を拂込まなくてはならぬといふことは、被保險者が齡をとつて收入が少くなつた場合に、契約を續けて行けるか何うかといふことが問題となるばかりではなく、そのやうに永く續けるうちには、掛金が遙かに保險金を超過するに到るかも知れないのであります。貯蓄と保險とを較べるまでもなく、このやうな保險が我國の人々に好まれなかつたのも理由のあることです。

有限拂込終身　この保險は普通終身に於ける保險料の拂込を一定年數に限定したものです。卽ち十年拂込、十五年拂込、二十年拂込といふが如くでありますが、別に六十歲、六十五歲、七十歲といふやうな一定年齡に達するまでの保險料拂込を規定する契約が賣られます。このやうな契約では齡をとつて收入の減少する以前に保

險料の拂込を完了するので、普通終身の一つの缺點をとり除くことが出來るのです。この保險は中途で解約する場合は解約返還金が普通終身よりも多額でありますが、それだけに、この種の保險契約に含まれる純危險保險の金額は、普通終身のそれよりも少く、言ひ更へると保險に於ける投資部分が增加し、保險の部分が減少する譯であります。このことは又被保險者が早く死亡した場合は、普通終身に較べると拂金を拂ひ過ぎることになりますが、永生きをしたときは反對に少く掛けたことになります。然し乍ら何れにしても契約當時の保險の現價は同一であつて、個々の場合の高いか安いかは、死亡するまでの經過年數によるのです。

一時拂終身　一時拂終身は保險料の拂込を一回に限定した有限拂込終身であります。このやうな保險には殆んど純危險保險の部分が無く、全體が投資部分をもつて占めて居るのでありますが、利廻は安全確實であり、解約價格の規定もありますので、投資と保險との目的を同時に滿足せしむるものと言ふことが出來ます。

聯合終身　聯合終身は二人の被保險者の內で最初の死亡者に保險金を支拂ふ保險であります。この保險は嘗て我國でも發賣されたことがありますが、今日では行はれて居りません。この種の保險は主として夫婦の間に契約されますが、共同事業の經營者の間に事業保險として用ひられることもあります。

この外に外國では特種の終身保險を販賣することがあります。契約金額に最低制限を設け、被保險者の選擇を更に嚴格にした一種の危險選擇保險で、普通の終身保險よりも遙かに安い保險料で契約するのであります。最低金額を制限するのは事業費を節約する爲であり、選擇標準を引上げるのは死亡率を低下せしめる爲であります。このやうな保險は理論としては決して不合理ではないのでありますが、實際問題としては、一方にこのやうな保險團體を作ると、これに加入出來なかつた被保險者の保險料を更に高くする恐れがあるのです。我國ではこのやうな保險は販賣して居りません。

終身保險を契約しない會社で、保險料に於て殆ど普通終身に變らぬ八十五歲又は八十歲滿期養老といふやうな長期の養老保險を販賣する場合があります。このやう

な保險は或る程度まで終身保險の缺陷を除くことが出來るので、我國にも近年これが販賣を始めた會社が少くありません。

養老保險　養老保險とは一定期間内の死亡又はその期間の終りまで生存した場合に保險金を支拂ふ保險であります。言ひ更へると、保險期間の終りまで生存した場合にも保險金を拂支ふ定期保險（一定期間内の死亡にのみ保險金を支拂ふ保險）といふことが出來るのです。一定期間の終りまで生存した場合にのみ保險金を支拂ふ保險は生存保險であります。從つて養老保險とは定期保險と生存保險の結合したものであります。それだけに保險料は終身保險のそれよりは割高となります。この場合拂込まれる保險料の總額は次の二つの部分即ち、滿期の日に保險證券の額面金額に等しくなるやうに利率のみを基礎として積立てる基金に對する年拂金額と、保險期間中の各年度に於て額面金額と前記基金との差額に等しい純危險保險金額に對する年拂純保險料に別けることが出來るのであります。この故に養老保險は投資と保險の結合したものであり、生命保險と貯蓄の利益を同時に望む人達に利用されるのであります。我國に於ては初期以來このやうな保險が主として受け入れられ、今日では總契約の大部分が養老保險をもつて占められて居るやうな有樣です。

養老保險の種類　養老期間中毎年保險料を拂込むものが普通養老であり、養老期間よりも短い期間に保險料を拂込むものが短期拂込養老であります。他に一時拂養老があります。

養老保險では期間中毎年保險料を拂込む普通養老が一般に普及して居ります。この種の保險は終身保險と違つて、保險料の拂込は養老保險の期間に一致して居りますので、齡をとつて收入が減つて保險料の拂込に困るといふやうな心配もなく、寧ろ收入の少くなる頃には保險金が支拂はれ、これを年金又はその他の方法で有效に利用することが出來るのであります。保險を單に遺族の保護のみを目的として契約する場合は、言ふまでもなく終身保險がいちばん適當であり、保險料が安いので多額の保險を獲得することが出來るのであります。これを同時に自己の老後の生活資料にまで擴張する場合は、養老保險によるの外はありません。保險料は幾分高くな

り、獲得出來る保險金額は少くなつたとしても、與へられる利益は決して終身保險に劣るものではありません。それでは終身保險と養老保險と何れが有利であるかと云へば、それは加入者の環境によつて決められるのであつて、兩者の實質上の價値に違ひがある譯ではありません。

短期拂込及一時拂契約は、終身保險に於ける有限拂込または一時拂のときと同樣の特徴を有つて居り、それぞれの狀況によつて利用されて居ります。

ここで私は終身と養老の各種保險料を比較して見やうと思ひます。これらの保險は何れも配當附であります。

我國の保險は概して配當附保險であつて、二三の會社が無配當保險を販賣して居りますが、少額の新契約を獲つて居るに過ぎません。無配當保險料は配當附保險料よりも安いのでありますが、我國ではそのやうな保險は殆ど歡迎を受くることが出來なかつたのであります。

ここに揭げた保險料は八十五歲養老を除く外は全部、終身保險を販賣する或る一流會社の現行保險料によりました。八十五歲養老もまたこれを販賣する一流會社の現行保險料であります。普通終身と八十五歲養老とは殆ど同一保險料に近いのですが、終身と養老とを較べると、これは著しい違ひがあります。今三十歲で見ますと、保險金千圓に對して十年拂込終身は四十六圓八十錢ですが十年滿期養老は九十八圓十錢であります。二十年拂込終身は三十圓十錢、これに對して二十年滿期養老は四

保險料比較（保險金千圓）

契約年數	毎年拂込			十年拂込			二十年拂込			一時拂終身
	普通終身	八十五歲養老	終身	普通養老	終身		普通養老	終身		
二〇	一七・五圓	一九・二圓	三九・三圓							三〇二・八圓
三〇	三・四〇	二四・九〇	四六・八〇	九七・〇〇圓	二五・〇〇圓	四五・四〇圓				三六一・九〇
四〇	三一・二〇	三五・五〇	五七・四〇	九八・一〇	三〇・一〇	四六・七〇				四二一・六〇
五〇	四七・二〇	五四・一三	七五・五〇	一〇三・三〇	三七・九〇	五〇・三〇				五八四・〇〇
六〇	七七・七〇	八七・三五	一〇三・三五	一〇八・九〇	五二・〇〇	六〇・〇〇				七一〇・三〇
				一二四・七〇	七九・八〇					

十六圓七十錢であります。言ふまでもなく、このやうな保險を單に保險料を比較して見ても無意味であり、其處に何程の關係もありません。保險料の安いのは保險價値が低いのであり、それが高いのはそれだけ保險の價値が大きいのであります。例へば十年拂の終身が十年滿期養老よりも安いのは、終身では拂込期間は十年ですが、保險金は死亡した場合でなくては支拂はれず、十年滿期養老では死なくても十年目には保險金が支拂はれるからであります。若し同一被保險者が前記兩種の保險に加入して居つて五年目に死亡したとすれば、その拂込保險料は終身では二百三十四圓、養老では四百九十圓五十錢でありますが、支拂はれる保險金は何れも千圓であります。これを終身保險は安くて、養老保險は高かつたと言ふ者があつたとしても、それは何等正しい見方ではないといふことは、同じ被保險者が十年より遙かに長く、例へば七十歳まで生存して居るときを考へて見れば十分であります。その場合の保險料は終身では四百六十八圓、養老では九百八十一圓でありますが、養老保險では三十年以前に保險金が支拂はれて居るのに、終身では尙ほ保險金が支拂はれないのであります。

定期保險　定期保險は一定期間内に被保險者が死亡した場合に保險金を支拂ふ保險であります。その期間は一年乃至五年又は十年を規定し、保險料は終身又は養老保險に較べると遙かに安いのでありますが、我國では從來殆どこのやうな保險は販賣せられず、一二の會社を除いては全く顧みられなかつたのであります。

定期保險の保險料が安いのは、この保險が單に偶然を保險し、他の保險のやうな必然を保險するものでなく、更に高年齡者の保險を制限するからであります。生命保險の初期の時代にあつては、主としてこのやうな保險が契約されたのでありますが、我國のやうに生命保險の創始時代を有たず、初めから完成した近代的保險が移入された場合にあつては、既にそのやうな保險の成立する餘裕が無かつたのであります。今日このやうな保險は團體保險に於て主として利用されるのでありますが、このことに就ては更に後章に述べるのであります。

徵兵保險　外國で發達せず、我國で發展した特殊の保險に徵兵保險があります。

徴兵保險は死亡保險ではありません。生存保險の一種でありますが、純粹の生存保險でもありません。男子が生れて、滿二十歳まで生存し、徴兵適齡となり、更に適中して入營した場合に保險金が支拂はれるのであります。零歳から十歳までの男子を被保險者とし、三年、五年、七年等の各種の拂込期間を規定します。徴兵不合格又は籤外れの場合は保險金額の八割を、中途で死亡したときは拂込保險料を無利子で拂戻すことになつて居ります。言ふまでもなく生存率の計算は生命表によるのでありますが、壯丁の適中率を何割と見るかが問題であります。古くは適齡者の三割をもつて徴兵適中率と假定し、これを基礎として保險料を算出したのであります が、今日の樣な壯丁の殆ど全員が入營するやうな戰時體制下にあつては、すでに、徴兵保險は保險の意味を喪つて、純然たる徴兵貯蓄の性格を帶びるに到つたと見ることが出來るのであります。壯丁は適齡に達するまでに、その殆ど全員が君國に挺身し、國難に赴くとすれば、そのやうな條件は偶然ではなく必然であります。しかも中途の死亡者にも保險料の全額を返還するのでありますから、このやうな徴兵保險料は同一期間、同一金額の貯金の掛金と大差なき譯であります。若し徴兵保險會社が昔と同じ樣な保險料で今日の保險條件を賄ふとすれば、支拂保證力が不足して來ることは明かであります。今日の實狀を基準として保險料を改訂するなら、それは最早徴兵保險ではなくて徴兵貯蓄であります。大勢は既に徴兵保險は徴兵貯蓄として新しき發足を爲すべく要望せられて居るのであります。

養資保險　少年少女が青年に達したとき、教育資金又は結婚資金を得るために保險を契約しますが、これは保險ではなく、貯蓄であります。生存者にのみ保險金を與へると申しますが、解り易く言へば生存者には利息を附し、中途の死亡者には無利子で保險料を拂戻すといふのであります。その期間の死亡者による沒收利息の一部を生存者に與へるのでありますが、貯蓄銀行の定期積金の場合と殆ど同一條件で、それより以上の利益を與へるものではありませぬ。

生命年金契約　外國に發達して我國に發達しなかつたものに生命年金があります。我國の生命保險會社では如何なる種類の年金をも販賣して居りません。或る二

三の會社が保險金の支拂に定期年金又は終身年金の方法を採るものがありますが、これは年金を目的とするものではありません。簡易保險局が大正十五年十月から郵便年金制度を創設し、幼稚なる我國の年金思想と闘ひ來つて居るのでありますが、官營の信用をもつてしても、その進歩はまことに稚々たるものであります。このことは年金が原則として分配の方法であつて蓄積の方法でないからであります。言ふまでもなく生命年金は貯蓄ではなく、更に單純なる利率にのみよる投資年金でもありません。それだけに保險思想の幼稚なる時代にあつては、このやうな制度の與へる利益を正しく理解することが出來ないのであります。私はここで郵便年金が規定する最も簡單なる年金に就て、その概要を述べて見たいと思ひます。

即時終身年金　「年金は一定の狀態の繼續に對する週期的支拂である」と定義されて居ります。ここで言ふ一定の狀態とは「或る一人の壽命」を意味します。郵便年金令は「既時終身年金ニ在リテハ年金契約ノ效力發生シタル日ヨリ年金受取人ノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲナスモノトス」と規定して居ります。生存中年金を受取る者が年金受取人であります。年金の最高額は年金受取人一人について年額三千圓、最低は三十圓であります。加入年齡は四十歳乃至八十歳。いま試みに五十歳の男子が年金額千圓の即時年金を獲得するためには、一萬四千四百四圓三十錢を即時に拂込まなくてはなりません。年金の開始は契約の日から三ヶ月目毎に年金額の四分の一卽ち二百五十圓づつを支拂ひ、年金受取人の死亡まで繼續します。このやうな年金にあつては、年金契約後に於て年金受取人の死亡が如何に早く起つたとしても、その死亡と同時に年金の支拂は停止されるのです。このことは未だ一回も年金が支拂はれざる以前に年金受取人が死亡した場合でも同樣であります。このやうなとき、その年金の價格が決して不當でなかつたとしても、年金を受取る側では不當の損失を蒙つたと考へるのであります。この種の困難を避ける爲に郵便年金は返還金附年金を契約します。この場合の掛金は少しく高く、同一年金に對して一萬六千五百十四圓六十錢を拂込まなくてはなりません。返還金附即時年金に於て年金受取人が死亡したときは、年金價格卽ち始めに支拂つた年金掛金から、既に支拂つた年金

の總額を控除した金額を遺族に支拂ふのであります。更に保證即時年金にあつては、年金受取人が保證期間内に死亡したときは、その保證期間中繼續して年金を支拂ふのです。郵便年金は三十年、二十年、十五年の保證期間を規定して居ります。同様にして五十歳の男子の二十年保證年金は一萬六千七百三十五圓十錢であります。

年金の目的は一般に自己の資金から最高の收入を得るのでありますから、ここに述べる返還金附年金の規定は眞の年金の目的を失つて居るのでありますが、多數の人々は前者よりも後者を擇ぶのであります。

据置年金　直ちに年金の支拂を開始せず、一定の年限を經過した後に開始するものを据置年金と言ひます。郵便年金令は「据置終身年金ニアリテハ年金受取人ガ年金支拂開始年齡ニ達シタル日ヨリ、ソノ死亡ニ至ル迄年金ノ支拂ヲナスモノトス」と規定します。年金の開始する年齡は五十歳、五十五歳、六十歳又は六十五歳、これに加入し得る年齡は十二歳から六十歳までであります。

据置年金の掛金は一時拂か、据置期間の全體に渉つて分割拂又は隨時拂によつて契約されます。据置年金の最も單純な種類では、年金受取人が年金支拂開始の日以前に死亡したときは一錢の支拂もしないのであります。年金の掛金はこのやうな場合をも考慮して全體の計算がなされてありますので、決して掛金が沒收されたのでないのでありますが、一般にはこのやうな年金は人氣がなく、今日では賣出されて居りません。

据置年金は單なる据置年金と保證据置年金の二種類に別けられ、前者は年金開始年齡以前に年金受取人が死亡した場合は、その日までの掛金を拂戻し、年金の支拂を開始した後は拂込んだ掛金から支拂つた年金を差引いた全額を拂戻します。

保證据置終身年金にあつては年金の支拂が開始する以前に年金受取人が死亡したときは、その日までの拂込掛金に二分の複利をつけたものを拂戻しますが、年金の支拂が開始した後に年金受取人が死亡した場合は、殘つた保證期間中は繼續して同一額の年金を遺族に支拂ふのであります。このやうな年金の開始する年齡は五十歳、五十五歳、六十歳又は六十五歳で、保證期間は年金の支拂が開始したときから

二十年といふことになつて居ります。

定期年金　年金受取人が一定の年齢に達した日から特定の期間、年金受取人が生きて居る間だけ年金を支拂ふものを定期年金といひ、郵便年金ではこのやうな一定年齢即ち支拂開始年齢は十二歳、十五歳、十七歳又は二十歳と決められ、特定の期間は年金開始の日から五年又は十年としてあります。この年金の目的は言ふまでもなく教育資金の蓄積にありますから、加入年齢も一歳から十五歳に限定し、一時拂に限つて十八歳まで認められて居ります。この年金にあつても、年金受取人が死亡したときは、拂込掛金から支拂つた年金を控除した殘額が拂戻されます。

このやうな年金の利益は年金の支拂が一定期間に限定してあり、中途の死亡者にも掛金の殘額を拂戻すので、年金本來の特色は殆ど喪はれるのでありますが、しかもこのやうな年金が好評を博するといふのは、拂込んだ掛金が沒收されないで、しかも年金利廻が決して惡くないといふところにあります。

年金掛金の計算　政府は年金掛金の計算に局第二表又は局第五表の死亡率から、男子は二割を女子は三割を減じたものを基礎として居るやうであります。利率は掛金分割拂については三分五厘を規定して居ります。

一體生命年金を契約する人々は、一般の人々に較べると自分の生命に自信のある階級であるといふことは經驗の敎へるところであります。從つて豫定死亡率に就ては甚だ控目な推算をする必要があります。經驗から申しますと、年金受取人の死亡率は年々低下する傾向にあるのです。このやうな目的のために外國では過去の經驗を示すかはりに將來の死亡率を表示する投射死亡表といふものが計算されてあります。生命保險では經驗率よりも少しく高い死亡率を用ひるのが安全なのでありますが、年金ではその反對であります。

第四章　死　亡　表

死亡表の意義　生命保險の原理の基礎をなすものは死亡表であります。

人間の生死といふものは、これを各個の一人一人に就て見れば、言ふまでもなく豫測することは出來ぬのでありますが、多數者の一團をとつて統計的に觀察するときは、其處に一定の法則を知ることが出來るのであります。そのやうな法則を數字に表はしたものが死亡表であります。卽ち死亡表は過去の經驗を表はしたものであります。生命保險料の計算に死亡表を用ひるといふことは、將來にあつても、過去に於けると同樣の經驗が繰返されるだらうといふ豫想を含むで居るのであります が、經驗によると、死亡の統計的法則は人種、男女、觀察の時期によつて著しく異るばかりでなく、人間の平均餘命といふものは年々增大する傾向にありますので將

來の死亡率といふものは過去の死亡率よりも幾分低下するのであります。然し乍ら死亡率の變動は、多數者の場合に於ては急激にあらはれるものではありませぬから、生命保險會社が將來經驗する實際死亡率に近い數値を計算することも出來るし、そのやうな死亡表によつて保險料が計算せられるとすれば、一層適切であると言ふことが出來るのでありますが、識者の意見は將來の經驗死亡率を確知するといふことはそれ程大切ではなく、寧ろ現に保險料計算に使用せられる死亡表が果して安全であるか否かといふことに一層重きを置かうとして居るのであります。

我邦で古く使用された死亡表　我國の生命保險事業は明治の初年、その當時の先覺者によつて歐米から移入せられたものであります。その後の發展も主として諸外國に範を採ることが多かつたので、死亡表も久しく英米のものが使用されたのであります。その內でも英國十七會社表、ファール氏英國第三表、亞米利加經驗表が有名であります。我國で作製されたものでは藤澤氏第一表及第二表、日本三會社表、統計局第二表等があります。

英國十七會社表は一八四一年、英國十七會社の死亡經驗を集合して作製したものでありますが、當時米國に於ける多數の會社がこれを使用して居つたので我國へも輸入せられたものであります。言ふまでもなく、このやうな死亡表は我國の死亡經驗には適合しないので、今日新しくこの死亡表を使用する會社はありません。ファール氏第三表は英國の古い國民死亡表で、一八四一年及一八五一年の國勢調査と、一八三八年乃至一八五四年の死亡數によつてファール氏が整頓したものであります。この表も我國の實績とは一致しないのです。亞米利加經驗表は一八六八年に發表された選擇表で、米國では多くの會社が使用して居りますが、我國の選擇經驗に過せざること勿論であります。

藤澤氏第一表は明治十四年から二十年に至る七年間の日本人年齡別死亡統計と明治十九年十二月三十一日現在の生年別統計によつて明治二十二年に完成されたもので、藤澤利喜太郎博士が整頓されたのであります。右の第二表は同一材料により、零歳から九歳に至る死亡表を明治二十年の材料によつたものであります。古く作製された死亡表としては批難の少いものであります。局第二表は明治三十二年から三十六年に至る五年間の我國現住地死亡者生年別統計及び、明治三十一年末と三十六年末の本籍人口生年別統計を材料とし、明治四十四年内閣統計局によつて作製發表されたものであります。この表の調製に當つたのは矢野恒太氏でありますが、第一生命は現にこの表を使用し、その他にもこの表を使用する會社は少くなく、官營簡易保險も久しく右の死亡表を用ひて居りました。局表と藤澤氏表は何れも國民死亡表であります。生命保險會社の被保險者は醫的診査を經た選擇團體でありますから、國民死亡表の經驗に較べると更に良好なる經驗を示し得る筈でありますが、創業時代の保險經營にあつては、寧ろこのやうな國民表の使用が契約者と會社の兩者に安全感を與へたのであります。が、會社の經驗が重ねられると共にこれらの經驗を基礎とした死亡表が要望されるやうになりました。かくして我國生命保險會社の經驗死亡表が作製されるに至つたのであります。日本三會社表は明治、帝國、日本三會社の創立から明治三十九年までの資料によつて整頓され、明治四十三年に發表

されたものであります。その後昭和六年に到つて日本商工省經驗表が作成されるまで、日本三會社表は唯一の公認された經驗表でありました。商工省表に就ては後に述べることに致します。

死亡表の作製　死亡表とは、或る團體の間で經驗された死亡率の記錄であります。いま生命保險會社がその會社の經驗表をつくるためには、次の様な方法によります。先づ前年度の被保險者の全部を年齡別に分類し、各年齡ごとにその死亡數を表す例表を作ります。このやうにして各年齡者の一年間の死亡比率は百人又は千人について何人といふやうに簡單に表すことが出來るのです。かうした死亡比率は一年間の經驗によるものよりも數年間の經驗を使用した方が精確であります。一年だけの經驗では當然起る筈の變化が起らない場合もあるのですが、五年又は十年間續けて各個の變動を觀察しますと大體の實狀が解つて來ます。その期間が長くなればそれだけ、各年齡について圓滑な死亡率が得られるのであります。實際は平均率を生むやうに可成多數者の經驗を基準とし、全期間に渉つて死亡危險の經過を記錄するので

あります。このやうな死亡率は千人に對する割合でも表示されますが、十萬人に對する割合で表示することも出來ます。詳しく云ふと、千人に就て七人といふときに〇・〇〇七と記すのであります。

各年齡者の死亡率が解れば、或年齡の團體が毎年どのやうに死亡し、減少して最後の一人になるかといふことは、各年齡者の死亡率を各年齡の生殘者に掛けて、死亡者と生殘者とを算出して行けば解るのです。これが死亡生殘表であります。死亡生殘表が出來ると、或る年齡者が最後まで生存する平均餘命を計算することが出來ます。平均餘命に就ては更に記しますが、生殘數、死亡數、死亡率及び平均餘命を共に掲げたものを死亡表又は生命表と名付けます。

商工省經驗生命表　本書の第六十七頁に掲げた例表は商工省日本經驗生命表であります。この生命表は昭和六年、我國で營業する外國保險會社及び大正十二年の震災で資料を燒失した會社の、明治四十五年から昭和二年に至る十五年間の經驗を整頓したものであります。この表は現在にあつては最も新しく、且

我國生命保險會社の經驗に近いものであり、新しい保險種類の設計にはすべて、この表が用ひられることになつて居ります。然し乍ら、この表は選擇の寬嚴、解約失效の割合、保險金支拂の標準等が全然異つて居る十九會社の、既に十數年を距る經驗を雜然と集めたものでありますから、この表に示された死亡率が直ちに現在の各社の死亡經驗に一致するとは考へられぬのでありますが、既に述べたやうに、死亡表は必ずしも完全に各社の經驗に一致しなくてはならぬといふものではなく、多くの死亡表は或る部分で多少の違ひはあつても、概して似たやうな比率を示して居るものであるといふことは後にも述べる如くであります。右の表で「死亡率」とあるのが基本となり、その他の三項目は死亡率から計算されるのです。商工省經驗表は十歲から始まり、十歲者の死亡率は千人に就て二・九三即ち凡そ三人となつて居ります。これが意味するところは、この表の經驗によれば、十歲の人の千人中の一ケ年の豫定死亡は二人乃至三人であり、その長期間の平均數が二・九三であるといふのであります。多少の出入りはありますが、死亡率は年齡の經過と共に、その前半

商工省日本經驗表件數男子三年救濟表

年齡	生殘數	死亡數	死亡率(%)	平均餘命	年齡	生殘數	死亡數	死亡率(%)	平均餘命
10	100,802	295	2.93	46.506	54	63,997	1,624	25.38	14.831
11	100,507	242	2.41	45.641	55	62,373	1,714	27.48	14.204
12	100,265	265	2.64	44.750	56	60,659	1,807	29.79	13.591
13	100,000	340	3.40	43.867	57	58,852	1,901	32.30	12.993
14	99,660	446	4.48	43.015	58	56,951	1,997	35.07	12.410
15	99,214	547	5.51	42.206	59	54,954	2,092	38.07	11.842
16	98,667	687	6.96	41.437	60	52,862	2,186	41.35	11.291
17	97,980	834	8.51	40.724	61	50,676	2,272	44.83	10.756
18	97,146	963	9.91	40.070	62	48,404	2,350	48.55	10.238
19	96,183	1,039	10.80	39.466	63	46,054	2,419	52.53	9.735
20	95,144	1,029	10.82	38.891	64	43,635	2,475	56.72	9.246
21	94,115	1,018	10.82	38.311	65	41,160	2,522	61.27	8.772
22	93,097	977	10.49	37.724	66	38,638	2,559	66.23	8.312
23	92,120	937	10.17	37.119	67	36,079	2,590	71.79	7.866
24	91,183	900	9.87	36.495	68	33,489	2,611	77.97	7.436
25	90,283	855	9.47	35.854	69	30,878	2,615	84.69	7.022
26	89,428	819	9.16	35.192	70	28,263	2,601	92.03	6.626
27	88,609	779	8.79	34.513	71	25,662	2,564	99.91	6.246
28	87,830	745	8.48	33.815	72	23,098	2,505	108.45	5.885
29	87,085	716	8.22	33.100	73	20,593	2,418	117.42	5.540
30	86,369	695	8.05	32.370	74	18,175	2,306	126.88	5.211
31	85,674	680	7.94	31.629	75	15,869	2,171	136.81	4.896
32	84,994	673	7.92	30.878	76	13,698	2,028	148.05	4.594
33	84,321	671	7.96	30.120	77	11,670	1,867	160.01	4.306
34	83,650	674	8.06	29.358	78	9,803	1,695	172.92	4.032
35	82,976	683	8.23	28.592	79	8,108	1,514	186.76	3.773
36	82,293	695	8.45	27.825	80	6,593	1,329	201.58	3.527
37	81,598	710	8.70	27.058	81	5,264	1,145	217.41	3.294
38	80,888	729	9.01	26.291	82	4,120	965	234.28	3.073
39	80,159	752	9.38	25.526	83	3,155	796	252.30	2.865
40	79,407	778	9.80	24.763	84	2 359	640	271.42	2.669
41	78,629	810	10.30	24.003	85	1,719	501	291.77	2.485
42	77,819	846	10.87	23.247	86	1,217	381	313.16	2 311
43	76,973	887	11.52	22.497	87	836	281	335.85	2 148
44	76,086	933	12.26	21.745	88	555	200	359.67	1.995
45	75,153	983	13.08	21.017	89	356	137	384.69	1.852
46	74,170	1,037	13.98	20.289	90	219	90	410.79	1:717
47	73,133	1,095	14.97	19.570	91	129	56	438.05	1.592
48	72,038	1,157	16.06	18.860	92	72	34	466.26	1.474
49	70,881	1,224	17.27	18.159	93	39	19	495.31	1.365
50	69,657	1.297	18.62	17.469	94	20	10	525.25	1.262
51	68,360	1,372	20 07	16.791	95	9	5	555.88	1.165
52	66,988	1,454	21.71	16.125	96	4	2	587.02	1.073
53	65,534	1,537	23.45	15.472	97	2	1	618.45	.981

では緩かに、その後半では急激に増加して行きます。この表で見ますと二十歳では千人中十一人となり、三十歳では十人、五十歳では十九人となり、その後は急激に死亡率を増して九十五歳では千人中五百五十六人が死亡します。

生殘數と死亡數とは最低年齡を出發點とする任意の團體を基準とし、死亡率を適用して計算されるのであります。言ふまでもなく、全部が十歳者で構成されるやうな十萬人の被保險者群といふものはありませんし、若しあつたとしても、死亡の以前に多數が脫退消滅するので全員が死亡する最後まで每年その調査を續けて行くといふことは出來ないのです。このやうな低年齡者の死亡率は高年齡者の死亡率によつて數學的に計算されるのであります。死亡數欄の最初の數字は十歳者の死亡率を生殘者に掛けて得られるのであつて、右の表では二九五を示して居ります。この意味は十萬八百二人が十一歳に達する以前に二百九十五人の死亡者を出すといふのであります。從つて十萬八百二から死亡數二九五を控除すれば一年後の生殘數十萬五百七人を得るのであります。同樣にして十一歳者の死亡率を用ひて十一歳の生殘者十萬五百七人が十二歳に達する日迄の死亡數二四二を得るのであり、斯くして十二歳に達する人員が十萬二百六十五人であることを知るのであります。從つて生殘數と死亡數欄の數字といふものは、それ自身の意味はなく、基準となる團體生殘數の變更によつて、この二欄の數字は全部變更されて行きます。しかし乍ら、このやうな生殘數を使用して各種の比率を計算することが出來るのであります。例へば三十歳者八萬六千三百六十九人の內から六萬九千六百五十七人が五十歳に達するといふことが解れば、三十歳者の任意の生殘者が二十年後に何人生存するかといふ豫測をなすことが出來るのであります。この死亡表によると三十歳者一千人中の二十年後に於ける生殘者の數は八百六人（69,657÷86,369＝806）であります。

平均餘命　平均餘命の欄に記される數字は生命保險の計算に直接に使用されるものではありません。或る年齡の平均餘命とは死亡表によつてその年齡者が生存する豫想年數であつて、大多數の者が經驗する壽命を意味するものではありません。從つて生命保險會社が將來の保險料計算に平均餘命を使用するといふことは無いので

あります。これを例へて申しますと、いま五人の者にそれぞれ或る金額が與へられるとして、任意の四人には各〻一圓づゝを、最後の一人には百圓を與へるとします。五人が受取る平均金額は二十六圓弱でありますが、五人の內大多數の者が受取る金額は一圓であります。何故かといへば、ここで受取る金額は唯だ二種であり、一圓を受取る機會が四回、百圓を受取る機會は一回であるからであります。平均餘命についても同じことが言へるのであつて、金額のかはりは壽命年數を置換へて見れば解るのであります。表中の數字が示すやうに、將來に於ける生存者の平均年數は必ずしも最多數の者が生きる筈の壽命の年數と、同じであるとは決まつて居らぬのであります。

三十歲者の平均餘命は八萬六千三百六十九人が最後まで生きる年數の合計を八萬六千三百六十九人で割つた數卽ち三二・三七でありますが、表を見ると三十歲の生存者八萬六千三百六十九人が最も多數に死亡するのは六十八歲と六十九歲との間であつて二千六百十五人を示して居ります。從つて三十歲者が最も多く生存し得る壽

年齡	最多數ノ生者ノ存年數	平均餘命	年齡	最多數ノ生者ノ存年數	平均餘命	年齡	最多數ノ生者ノ存年數	平均餘命
10	57.5	46.506	40	28.5	24.763	70	.5	6.626
11	56.5	45.641	41	27.5	24.003	71	.5	6.246
12	56.5	44.750	42	26.5	23.247	72	.5	5.885
13	55.5	43.867	43	25.5	22.497	73	.5	5.540
14	54.5	43.015	44	24.5	21.745	74	.5	5.211
15	53.5	42.206	45	23.5	21.017	75	.5	4.896
16	52.5	41.437	46	22.5	20.289	76	.5	4.594
17	51.5	40.724	47	21.5	19.570	77	.5	4.306
18	50.5	40.070	48	20.5	18.860	78	.5	4.032
19	49.5	39.466	49	19.5	18.159	79	.5	3.773
20	48.5	38.891	50	18.5	17.469	80	.5	3.527
21	47.5	38.311	51	17.5	16.791	81	.5	3.294
22	46.5	37.724	52	16.5	16.125	82	.5	3.073
23	45.5	37.119	53	15.5	15.472	83	.5	2.865
24	44.5	36.495	54	14.5	14.831	84	.5	2.669
25	43.5	35.854	55	13.5	14.204	85	.5	2.485
26	42.5	35.192	56	12.5	13.591	86	.5	2.311
27	41.5	34.513	57	11.5	12.993	87	.5	2.148
28	40.5	33.815	58	10.5	12.410	88	.5	1.995
29	39.5	33.100	59	9.5	11.842	89	.5	1.852
30	38.5	32.370	60	8.5	11.291	90	.5	1.717
31	37.5	31.629	61	7.5	10.756	91	.5	1.592
32	36.5	30.878	62	6.5	10.238	92	.5	1.474
33	35.5	30.120	63	5.5	9.735	93	.5	1.365
34	34.5	29.358	64	4.5	9.246	94	.5	1.262
35	33.5	28.592	65	3.5	8.772	95	.5	1.165
36	32.5	27.825	66	2.5	8.312	96	.5	1.073
37	31.5	27.058	67	1.5	7.866	97	.5	.981
38	30.5	26.291	68	.5	7.436			
39	29.5	25.526	69	.5	7.022			

命は三二・三七年ではなく凡そ三十八年であります。七十一頁の表は各年齢者の平均餘命と最多數者の生存する壽命とを比較したのであります。商工省表によりますと、凡そ五十三歳までは最多數者の生きる壽命が平均餘命よりも大でありますが、その後は減少するのであります。然し乍ら何れにしてもこのやうな數字は生命保險の計算には必要ではないのであります。

選擇死亡表　生命保險會社が三十歳者一千人の團體に生命保險を契約したとして、右の團體の第一保險年度の豫定死亡數は、既に古くから保險契約を繼續して居る三十歳者一千人の豫定死亡數より少いのを原則とします。これは新しく契約した團體といふものは醫的診査の直後であつて尙ほ選擇の效果があり、病氣になる機會が少いのに反して、古い團體は醫的診査の後既に數年を經過して居るので選擇の效果を失ひ、病氣にかかる機會が多くなつて居るからであります。これを言ひ更へると、今年三十歳で保險に入つた人の死亡率は一年前に二十九歳で契約をした人々よりも低く、二年前に二十八歳で入り、今年三十歳の者に較べると一層低いのであります。そこで生命保險會社のやうに醫的診査を嚴格に行ふ場合は、或る種の目的の爲にこのやうな選擇效果を見た選擇死亡表を使用する場合があるのです。商工省表を見ますと、このやうな表を「[sm]」の符號で表して居ります。この死亡率は始めは、同一年齢で診査後數年を經た人々の死亡率よりも低いのでありますが、これら二つの團體の死亡率の差は年々減少して最後にはそれらの違ひは全く消滅するのであります。選擇後三年乃至五年を經過した生殘者の死亡率は、醫的診査後の經過期間には全く影響せられなくなり、その後の死亡率は同種の團體では同一と見ることが出來るのであります。斯くて十五年以前に三十歳で契約された被保險者の生殘者團體と、十年以前三十五歳で契約された被保險者の生殘者團體との死亡率は同一であるといふことが出來るのであります。（この際の被保險者の年齢は何れも四十五歳であります。）このことを選擇效果の消滅といひます。第七十四頁の表は商工省經驗表による選擇表から拔萃したものであります。この表によりますと三十歳で醫的診査を受けた被保險者の死亡率は第一年度に於ては對千僅かに五・二四

商工省經驗表（對千選擇死亡率及び三年截斷表）

契約年齢	保險年度 一	二	三	四及びそれ以後	現在年齢
三〇	五·二四	七·八〇	七·八六	七·九六	三三
三一	五·二九	七·七九	七·九一	八·〇六	三四
三二	五·三六	七·八二	八·〇三	八·一三	三五
三三	五·四六	七·九三	八·一八	八·二五	三六
三四	五·六〇	八·〇九	八·四〇	八·七〇	三七
三五	五·七八	八·三	八·六五	九·〇二	三八
三六	六·〇三	八·一六	八·九六	九·三八	三九
三七	六·二九	八·八八	九·三三	九·八〇	四〇
三八	六·六一	九·二五	九·七六	一〇·三〇	四一
三九	六·九九	九·六七	一〇·二五	一〇·八七	四二

であります、第二年度では七·八六、第三年度は七·八六、第四年度は七·九六となります。三年以上契約を續けた即ち四年度以後の死亡率は契約時の年齢に關係なく同一であります。このやうにして三十歳で契約して現在三十八歳の被保險者の死亡率は同一であつて、對千凡そ九·〇一であります。この表の最後の欄の比率はその時の年齢者の截斷死亡率を示すのであります。選擇死亡表は理論的には最も正確で妥當性をもつて居るのでありますが、生命保險會社の保險料計算には使用されて居りません。

截斷表　截斷表はまた終極表とも稱し、醫的診査の後三年又は五年を經過した後に於ける同年齢者團體の死亡率を示します。商工省經驗三年截斷表は保險年度四年及びそれ以上を經過した死亡率を表し、簡單に「3PM(3)」表と稱へられて居ります。第六十七頁に揭げた商工省經驗表は三年截斷表であります。この場合の「3」は選擇期間を表示するので、その間は診査が死亡に影響されるものとして、截斷死亡率の計算では除かれるのであります。

生命保險會社が豫定死亡を計算する爲に商工省三年截斷表またはその他の截斷死亡表を使用する場合は、被保險者の選擇效果が影響して實際の死亡率は、一般の死亡率の改善を別にしても截斷死亡率よりも低くなる筈であります。各會社の考課狀を見ますと、實際死亡の豫定死亡に對する比率は通常六割から七割の低率を示して居る場合があります。然し乍ら、このやうな比率だけを見て、直ちにその會社の死亡經驗の良否を決めることは出來ないのであります。今日の生命保險會社では使用死亡表が同一ではないのであります。同じく截斷表を用ひるとしても、三會社表あり、商工省表あり、外國表があります。更に商工省表についても綜合表を用ひる會社があり、更に國民死亡表を使用する會社もあります。死亡率の低下は體格檢査の嚴格なことにもよりますが、その會社が多數の新契約を獲り、契約者の大部分が選擇效果のある期間內に屬するときは、創立が古くて新契約が少く、舊契約が多くて大部分の被保險者が選擇效果を失つて居るものに較べて、同じやうな比率で死亡經驗の良否を決めることは出來ないのであります。

商工省經驗表と會社の實際死亡　今日では新しい保險料の算定には必ず商工省經驗表を使用することになつて居るのでありますが、これは商工省表が最も新しく、且會社の實際經驗に近い死亡率を示して居るからであります。それでは商工省表といふものは實際に會社の死亡經驗に一致するかと言へば必ずしも然りとは言へないのであります。試みに第七十八頁に揭げた例表を見るのでありますが、第一欄は商工省表。これは男子三年截斷表であります。第二欄と第三欄とは第一生命三十五年史表で前者は五年截斷表、後者は件數總合表であります。第四欄と第五欄とは第三回日本生命表。前者は三年截斷表で後者は件數總合表であります。第一生命表は昭和二年から十二年に至る十年間の同社の材料を使用し、日本生命表は明治四十五年から大正十五年に至る十五年間の材料による第三回經驗表であります。第六欄は內閣統計局第六表で昭和十四年度の發表であります。

第一生命截斷表は二十歲と二十五歲の間が少しく高く、その他は商工省表の下を廻つて居ます。日本生命截斷表は十五歲から二十歲が少しく高く、その他は商工省

年齢	商工會表 $J^{PM(3)}$	第一生命表 $D^{PM(5)}$ II	第一生命表 D^{PM} II	日本生命表 $N^{PM(3)}$ III	日本生命表 N^{PM} III	局第六表
15	5.51	4.91	4.67	9.04	4.98	4.79
20	10.82	11.64	9.66	10.61	9.10	9.96
25	9.47	10.40	7.26	9.30	8.02	9.22
30	8.05	7.45	6.00	7.62	7.10	7.69
35	8.23	6.77	5.87	7.79	7.46	7.60
40	9.80	7.25	6.79	9.45	9.13	8.91
45	13.08	9.67	9.26	12.62	12.44	11.85
50	18.62	14.45	14.14	17.81	17.64	17.25
55	27.48	21.02	20.77	26.01	25.91	23.98
60	41.35	31.35	30.87	39.47	39.39	35.54
65	61.27	46.86	46.67	60.38	60.38	51.91
70	92.03	—	71.79	88.33	88.33	76.68
75	136.81	—	109.51	129.10	129.10	113.26
80	201.58	—	166.11	186.19	186.19	166.15

表より低いのでありますが、局六表は全體に渉つて概して商工省表よりも低くなつて居ります。

人口統計を基礎とする生命表　生命保險會社の經驗を基礎として死亡表を作製すると同樣の方法で、國民の人口經驗を材料として死亡表を整頓することが出來ます。このやうな死亡表では被保險者數の代りに國勢調査による生殘者數を用ひ、各年齡の死亡數は政府の出生及び死亡統計から得ることが出來るのであります。このやうな死亡表は生命保險の計算を目的としたものではないのでありますが、我國では多數の會社がこれを使用し、官營保險が久しく保險料計算の基礎として居つた局第二表も人口統計を基礎とした死亡表であります。被保險者は醫師の診査又はその他の選擇方法によつて、死亡率の高い人々を除外した選擇團體でありますが、國民死亡表は多數の不健康者または非健康職業者若しくは種々の理由で生命保險に加入出來ないやうな人達をも含む不選擇團體の死亡經驗であります。從つて國民死亡率は各年齡に於て經驗死亡率よりも高いのが當然であります。我國の國民死亡表は內閣統

	内閣統計局第一表	同第二表	同第三表	同第四表	同第五表	同第六表
0	148.95	156.86	160.50	162.04	140.10	113.03
5	9.99	7.87	7.10	7.04	6.44	6.48
10	4.51	3.31	3.20	3.17	2.63	2.40
15	5.21	4.75	4.99	5.97	5.07	4.79
20	8.21	8.30	8.87	10.80	9.82	9.96
25	8.80	8.38	8.54	9.51	8.61	9.22
30	8.63	7.87	7.73	8.23	7.39	7.69
35	9.27	8.69	8.10	8.71	7.70	7.60
40	11.19	10.40	9.59	10.53	9.58	8.91
45	14.06	13.28	12.24	13.71	12.69	11.85
50	18.64	17.75	16.40	18.62	17.50	17.25
55	25.56	24.48	22.91	26.27	24.95	23.98
60	36.49	35.06	32.84	39.15	36.71	35.54
65	51.41	51.21	47.60	57.05	54.86	51.91
70	74.45	74.45	69.78	84.80	80.35	76.68
75	107.40	107.50	101.32	124.46	117.53	113.26
80	151.90	155.80	145.72	182.74	170.20	166.15
85	195.70	225.80	211.08	264.60	243.20	240.96
90	278.00	327.20	305.77	372.76	341.41	342.75
95	395.60	474.00	442.93	510.59	462.72	470.32
100	562.40	686.90	641.62	666.24	604.84	621.32

計局第一表から第六表までがあります。調製の年度は第一表が明治三十五年　第二表が明治四十四年、第三表は大正七年、第四表昭和五年、第五表昭和十一年、第六表昭和十四年といふことになつて居ります。第一表から第三表までは本籍人口を基準とし、第四表以後は國勢調査の内地人口數によつて居ります。死亡は何れも内地在住内地人出生竝に年齢別死亡統計によつて居ります。何れも男子と女子に區別しますが、概して女子の死亡率は男子のそれよりも低いのであります。第八十一頁の例表はこれらの各表による千人中の死亡率を比較したものであります。

このやうな國民死亡表を較べて見て先づ明かにせられることは國民一般の死亡率の改善であります。文化の進展と共に國民の死亡率が改善して行くといふことは種々の事實から推定することが出來るのでありますが、衞生施設の改善、醫術の進歩、生活の向上といふやうな條件が乳幼兒の死亡率を著しく低下せしめて居るのです。例表によると、局一表では零歳男子の死亡は千人中一四九でありますが、第六表では一一三となつて居ります。五歳の男子でも千人中一〇から六に低下して居ります。

このやうな死亡率の改善は凡そ六十歳まで示されて居るのでありますが、その後漸く新表は舊表よりも死亡率を增して居ります。七十歳では局一表男子の死亡は千人中七四でありますが第六表では七七を示し、八十歳では第一表が一五二で第六表は一六六、九十歳では第一表の二七八に對して第六表は三四三を示して居ります。このことは醫術の進歩が人間の平均餘命を增加したことは事實であるとしても、それが決して人間の壽命を延長せしめたのでないことを示すのであります。言ひ更へると文化の進展による死亡率の改善は、人間の死亡を低年齡から高年齡に移したのでありますが、個々の人間の壽命が前代の人間よりも永くなつたといふのではないのであります。恐らく人間の壽命には限度があつて、人間は醫術の進歩によつて三百歳まで生きるといふやうなことは出來ないのであります。

更に右の死亡表を較べて注意すべきことは、舊表に較べて新表に於ける青年の死亡率が著しく高率になつたことであります。これは最新の經驗死亡表でも同樣でありますが、二十歳を頂點としてその前後の死亡曲線に山が出來たのであります。生命保險會社の近年の傾向はその他の部分に於ける死亡經驗の改善にもかかはらず、青年階級層に多數の死亡超過を見せて居るのでありますが、これは言ふまでもなく結核の侵犯が原因して居ります。このやうな一局部の死亡超過のために、その部分の保險料のみを補正するといふことは、困難ではないとしても煩雜なために、堅實な會社ではなるべく二十歳前後の契約を避けんとする傾向があるのです。生命保險會社としてはこのやうな過渡の現象のために一々保險料の更改をなすべきではありませんが、これを我國の人口政策的見地からすれば、一日と雖も忽せにすることの出來ない重大なる問題であります。

第五章　保　險　料

保險料の計算　保險料は保險契約者が保險契約の代償として保險會社に支拂ふ掛金であります。保險料の支拂は一時拂とすることも出來ますが、一般に契約した保險種類に從つて終身又は一定の期間を毎年繼續して拂込むのであります。このやうな年拂保險料はまた半年拂又は三ヶ月の分割拂となすことも出來ますが、原則として年拂を單位として居ります。從つて保險料が分割拂のときは、死亡事故の發生した保險年度の分割拂保險料の殘額は、支拂保險金から差引かれる筈でありますが、多くの會社はこのやうな場合の未拂込分を徵收しないのであります。

生命保險料の計算には死亡率、豫定利率及び事業費率の三要素を必要として居ります。この內の第一と第二の要素が純保險料を決定するのであります。純保險料は

被保險者の死亡がこれに使用した死亡表によつて起り、契約は死亡滿期の以外では消滅せず、純保險料は直ちに豫定利率で利殖される場合に、これらに對する總ての保險金を支拂ふに足る保險料のことであります。純保險料には事業費を含んで居りません。

營業保險料の設計は始めに純保險料を計算し、次に事業費として必要の金額を附加するのであつて、このやうな純保險料に附加する金額を附加保險料と名付けるのであります。附加保險料は單に經營上に必要な事業費のみでなく、將來に於ける經營上の安全費用をも見込み、更に利益配當の爲の或る程度の蓄積をも含めて居る場合がありますが、何れにしても純保險料に附加保險料を加へたものが營業保險料であります。

一時拂純保險料　年拂純保險料は常に一時拂保險料を基礎として居りますので、先づ始めに一時拂純保險料の計算を說明します。ここでは解り易い爲に保險金の支拂を死亡の生起した保險年度末と假定するのでありますが、實際に於ては死亡は刻

々に起り、保險金の支拂もこれに從つて不斷に行はれるのであります。それを總て保險年度末に支拂はれるものとして計算して行きますと、純保險料が少し不足して來るのであります。これを補正する爲に一率に保險金は保險年度の中央に支拂はれるものとして純保險料を計算するのでありますが、このやうな純保險料計算の補正は簡單に行ふことが出來るのであります。

今日では純保險料の計算には一般に商工省經驗表の三年截斷表が選ばれて居ります。豫定利率は年三分五厘。

複利表　ここで純保險料の計算に用ひられる複利表が必要であります。今一圓の金額を年三分五厘で一年間利殖すると一圓三錢五厘となり、これを更に一年間利殖すれば一圓七錢一厘强となります。これが元利合計の終價であつて、このやうな金額は元金に、利率を利殖年數だけ自乘したものを掛ければ計算することが出來るのであります。

其處で利率三分五厘で一年後に一圓を得る爲には現在何程を必要とするかといふことは前の計算を逆にやつて、一を一圓三錢五厘で割つたものを一圓に掛けます。卽ち九十六錢六厘となります。二年度に一圓を得る爲にも同樣にして一圓七錢一厘で一圓を割つたものを一圓に掛けて九十三錢三厘五毛といふ金額を得るのです。このやうな金額を現價といひます。計算には右の現價を各年に涉つて表示した現價表といふものを使ひます。左表はその一部分を拔萃したものであります。

一圓の原價（三分五厘）

年度	各年度に於ける一圓の現價
	圓
1	0.9662
2	0.9335
3	0.9019
4	0.8714
5	0.8420
6	0.8135
7	0.7860
8	0.7594
9	0.7337
10	0.7089
11	0.6849
12	0.6618
13	0.6394

この表によると五年後に一圓を得るためには八十四錢二厘を三分五厘の利息で五年間利殖すれば十分であることが解るのであります。

一年定期保險の一時拂純保險料　ここで最も簡單な計算例として三十歳の者を一年間保險するに必要な一時拂純保險料を計算します。六十七頁の商工省經驗死亡表によりますと、年齡三十歳者八萬六千三百六十九人の内三十一歳に達する以前に六百九十五人が死亡します。そこで年齡三十歳の者八萬六千三百六十九人が保險金千圓の定期保險を契約し、それらの人々の死亡が死亡表に示されるものと同樣であつたとすれば、死亡保險金は六十九萬五千圓であります。この會年度を通じて行はれるのでありますが、ここでは總ての保險金が保險年度末に支拂はれるものと假定します。複利表によりますと、その年度末に保險金六十九萬五千圓を得るためには、その年度の始めに六十七萬一千五百九圓を必要とするのであります。（695.000圓×0.9662＝671,509圓）その十九人の内で誰が死亡するか解らぬのでありますから、各人がそれぞれ同一の割當額を支拂はねばなりません。この割當額が七圓七十七錢（671,509圓÷86,369＝7圓77錢）で、これが商工省經驗表三分五厘による年齡三十歳者の一年定期保險の一時

拂純保險料であります。

終身保險の一時拂純保險料　二年定期保險の一時拂純保險料も同樣にして計算されますが、ここでは終身保險の一時拂純保險料を計算します。終身保險は言ひ更へると三十歳の者が死亡表の最終年齡まで繼續する、卽ち三十九年繼續定期保險と考へることが出來るのであります。煩雜な計算を省くために三十歳者の代りに九十歳者の一時拂純保險料を計算します。このやうな契約は實際には行はれないのでありますが、若し契約がなされるなら、九十歳者の計算も三十歳者の計算もその順序は同樣であります。先づ死亡表を右に拔萃して揭げます。

年齡	生殘者數	死亡數
90	219	90
91	129	56
92	73	34
93	39	19
94	20	10
95	10	5
96	5	3
97	2	1
98	1	1

前の計算と同じく、九十歳の生殘者二百十九人が各々一千圓の保險契約をなすものとして純保險料を決定するのであります。第一年度に九十人が死亡するので、第

終身保險の一時拂純保險料 〔保險金千圓 契約年齡九十歲 商工省經驗表 利率年三分五厘〕

年度	生殘數(1)	死亡數(2)	死亡保險金(3)	一圓の現價(4)	死亡保險金の現價(3)×(4)
			圓	圓	圓
一	二一九	九〇	九〇、〇〇〇	〇・九六六二	八六、九五八・〇〇
二	一二九	五六	五六、〇〇〇	〇・九三三五	五二、二七六・〇〇
三	七三	三四	三四、〇〇〇	〇・九〇一九	三〇、六六四・六〇
四	三九	一九	一九、〇〇〇	〇・八七一四	一六、五五六・六〇
五	二〇	一〇	一〇、〇〇〇	〇・八四二〇	八、四二〇・〇〇
六	一〇	五	五、〇〇〇	〇・八一三五	四、〇六七・五〇
七	五	三	三、〇〇〇	〇・七八六〇	二、三五八・〇〇
八	二	一	一、〇〇〇	〇・七五九四	七五九・四〇
九	一	一	一、〇〇〇	〇・七三三七	七三三・七〇
				合計	二〇二、七九三・八〇

202,793圓80錢÷219=926圓……一時拂純保險料

一年度末の支拂保險金は九萬圓であります。從つて第一年度の保險金支拂の爲に八萬六千九百五十八圓（90,000圓×0.9662=86,958圓）を準備しなくてはなりません。同樣にして第二年度末の保險金支拂の爲めには五萬六千圓が必要であり、このためには第一年度の始めに五萬二千二百七十六圓（56,000圓×0.9335=52,276圓）を準備しなくてはなりません。この方法を繼續して行けば、第三、第四、第五と最終年度までの保險金支拂に必要な金額の、それぞれの現價を計算することが出來るのであります。これらの現價を合計して、その合計額を九十歲の生殘數二百十九で割れば、各被保險者の拂込むべき一時拂純保險料を得ることが出來るのであります。この計算を詳しく示したものが前頁の表であります。右表によりますと九十歲者の終身保險一時拂純保險料は九百二十六圓となります。

養老保險の一時拂純保險料　養老保險の一時拂純保險料は一年定期又は終身保險の場合と同樣にして計算することが出來るのであります。そこで契約年齡三十歲の十年滿期養老に對する一時拂純保險料を計算するには、三十歲の生殘者八萬六千三

十年滿期養老保險の一時拂純保險料

〔保險金千圓　契約年齡三十歲
〔商工省經驗表　利率年三分五厘

年度	生殘數 (1)	死亡數 (2)	死亡保險金 (3)	一圓の現價 (4)	死亡保險金の現價
			圓	圓	圓
一	八六、三六九	六九五	六九五、〇〇〇	〇・九六六二	六七一、五九〇・〇〇
二	八五、六七四	六八〇	六八〇、〇〇〇	〇・九三三五	六三四、七八〇・〇〇
三	八四、九九四	六七三	六七三、〇〇〇	〇・九〇一九	六〇六、九七八・七〇
四	八四、三二一	六七一	六七一、〇〇〇	〇・八七一四	五八四、七〇九・四〇
五	八三、六五〇	六七四	六七四、〇〇〇	〇・八四二〇	五六七、五〇八・〇〇
六	八二、九七六	六八三	六八三、〇〇〇	〇・八一三五	五五五、六二〇・五〇
七	八二、二九三	六九五	六九五、〇〇〇	〇・七八六〇	五四六、二七〇・〇〇
八	八一、五九八	七一〇	七一〇、〇〇〇	〇・七五九四	五三九、一七四・〇〇
九	八〇、八八八	七二九	七二九、〇〇〇	〇・七三二七	五三四、八六七・三〇
一〇	八〇、一五七	七五三	七五三、〇〇〇	〇・七〇八九	五三三、〇九二・八〇
一一	七九、四〇七	—			

死亡保險金の現價合計……五、七七四、五〇九圓七〇錢

養老保險金七千九百四十萬七千圓の現價（79,407,000圓×0.7089）

を加へる……五六、二九一、六二二圓三〇錢

合計……六二、〇六六、一三二圓

62,066,132圓÷86,369＝718圓62錢（一時拂純保險料）

百六十九人の全員が、このやうな保險を契約するものと假定し、死亡表と複利表によつて十年間の各年度について死亡保險金の現價を計算するのであります。卽ち第一年度の支拂保險金六十九萬五千圓の現價に第二年度の支拂保險金六十八萬圓の現價及び各年度の支拂保險金に十年度の支拂保險金七十五萬二千圓を加へた全部の保險金の現價を合計します。そのやうにして得た金額の外に、十年間生存して滿期した人々七萬九千四百七人に千圓の保險金を支拂ふための現價を加へるのであります。このやうにして得た總金額を、八萬六千三百六十九人の被保險者に割當てると、この場合の一時拂純保險料七百十八圓六十二錢を得るのであります。前表はこれを詳

しく表示したものであります。

年拂純保險料　年拂純保險料の計算は更に複雜であります。實際の計算には豫め計算した基數表を利用し、公式を使つて計算するのでありますが、ここでは簡單な方法を示すのであります。

年拂保險料は契約者が會社に支拂ふ年金であります。終身保險の年拂保險料を計算するために、先づ毎年一圓を支拂ふ終身年金の現價を決定するのであります。終身年金は生存中毎年一定金額の支拂を約束するのでありますから、年金一圓の終身年金の現價が解れば、簡單な計算で任意の一時拂純保險料に等しい年拂純保險料を求めることが出來るのであります。

生命保險料は前拂を原則とするので、先づ生存中毎年一圓を前拂し、死亡年度の始めに、最後の支拂を終る終身年金の現價を決定するのであります。前と同じやう に煩雜な計算を省略するために契約年齡九十歳者に就いて述べるのでありますが、計算の順序はすべての年齡に就て同樣であります。先づ九十歳の生殘者二百十九人が各自一圓を支拂ひ、以後自各が死亡するまで毎年一圓を支拂ふものとすれば、全體の被保險者から支拂はれる合計金額は第一年度が二百十九圓、第二年度百二十九圓、第三年度七十三圓、第四年度三十九圓、第五年度二十圓、第六年度十圓、第七年度五圓、第八年度二圓、第九年度一圓であります。これらの金額の現價を表示すると左の通りであります。

年度	各年度始の受取金額	一圓の現價	現價
一	二一九・〇〇圓	一・〇〇〇〇圓	二一九・〇〇圓
二	一二九・〇〇	〇・九六二一	一二四・六四
三	七三・〇〇	〇・九三三五	六八・一五
四	三九・〇〇	〇・九〇一九	三五・一七
五	二〇・〇〇	〇・八七一四	一七・四三
六	一〇・〇〇	〇・八四二〇	八・四二
七	五・〇〇	〇・八一三五	四・〇七
八	二・〇〇	〇・七八六〇	一・五七
九	一・〇〇	〇・七五九四	〇・七六
現價總計			四七九・二二圓

右表に示された現價の總計四百七十九圓二十一錢は現に生存する被保險者二百十九人の各自に一圓を支拂ひ、更に引續いてその全部が死亡するまで各年度の生殘者各自に毎年一圓を支拂ふに必要にして且十分なる金額であります。從つて二百十九人の各自に一圓の年金を支拂ふに必要なる平均額は二圓十九錢弱（479圓21錢÷219＝2圓18錢8厘）であります。この二圓十九錢弱は九十歳者が生存中年々前拂で一圓を拂込む金額の現價と同一の一時拂金額であり、更に一圓の年拂保險料に對する九十歳者の、現價に相當する一時拂保險料であります。

前に一時拂保險料の項で述べたところによりますと、九十歳者がその死亡時に一千圓を受取る終身保險の一時拂純保險料は九百二十六圓であります。從つてこれに必要なる年拂純保險料は九百二十六圓を二圓十九錢で割つた四百二十三圓二十錢であります。（926圓÷2圓19錢＝423圓20錢）年拂保險料と一時拂保險料とは言ひ代へると、全部の年拂保險料の現價の合計が一時拂保險料と等しくなるやうな金額であります。

養老保險に就ても同樣の計算が出來るのであります。左表によつて三十歳者八萬

年度	年齡	各年度始の受取金額	一圓の現價	現價
		圓	圓	圓
一	三〇	八六、三六九・〇〇	一・〇〇〇	八六、三六九・〇〇
二	三一	八五、六四四・〇〇	〇・九六六一	八二、七八・三一
三	三二	八四、九九四・〇〇	〇・九三三五	七九、三四一・九〇
四	三三	八四、三二一・〇〇	〇・九〇一九	七六、〇四九・一一
五	三四	八三、六五〇・〇〇	〇・八七二四	七二、八九二・六一
六	三五	八二、九六六・〇〇	〇・八四二〇	六九、八六五・七九
七	三六	八二、二九三・〇〇	〇・八一三五	六六、九四五・三六
八	三七	八一、五九八・〇〇	〇・七八六〇	六四、一三六・〇三
九	三八	八〇、八八・〇〇	〇・七五九四	六一、四二六・三五
一〇	三九	八〇、一五九・〇〇	〇・七三三七	五八、八一三・六六
		現價合計		七二八、六一七・〇三

生存者一圓の年金の現價……718,617圓08錢÷86,369＝8圓32錢

六千三百六十九人の各自が一圓を支拂ひ、以後十年間、毎年の生存者が保險年度の始めに一圓を支拂ふものとすれば、全體の被保險者の支拂ふ合計金額は第一年度が八萬六千三百六十九圓、第二年度が八萬五千六百七十四圓、第三年度八萬四千九百九十四圓等となり、これらの合計額の年始に於ける現價は七十一萬八千六百十七圓三錢であります。從つて八萬六千三百六十九人の各自に一圓の十年定期年金を支拂ふに必要な平均額は八圓三十二錢であります。(718,617圓03錢÷86,369=8圓32錢)

この平均額で前記三十歳者十年滿期保險金額千圓の一時拂純保險料を除した八十六圓三十七錢が年拂純保險料であります。(718圓62錢÷8圓32錢=86圓37錢)

附加保險料　事業の經營費に當てるために、また將來の變動に備へて事業の安全を期するために、純保險料の外に、或る金額を附加するものが附加保險料であります。このやうな附加保險料を何の程度に、如何なる割合に附加するかといふことを決めるには先づ經費の內容を考へて見る必要があるのです。生命保險契約に附隨する經費は新契約獲得に要する費用と、更に保有契約の管理に必要なる費用とに別けることが出來るのであります。外務員の手數料、醫師の診査料のやうなものは新契約費に附隨する經費であり、集金手數料のやうなものは維持費でありますが、俸給、管理費のやうなものの內には、何れに附隨するものか明かでないものもあります。嘗ては附加保險料を簡單に純保險料の二割五分または三割としたものでありますが、このやうな附加の仕方が間違つて居ることは言ふまでもありません。經費を新契約費と維持費に別ける方法はこれに較べると遙かに進歩した方法でありますが、問題は更に複雜であります。新契約費を各契約に割當てる場合に、醫師の診査料が五圓とすれば、このやうな金額は千圓の契約に就ても一萬圓の契約に就ても同樣であります。從つて嚴密に言へば千圓の契約と一萬圓の契約では保險料は別々に決められなくてはならぬのでありますが、實際はそのやうな煩雜な方法は採らず、經費は平均金額に關聯して考慮せられるのであります。卽ち平均保險金額が二千五百圓のときは、五圓の診査費は一千圓に對して二圓を附加するのであります。この場合不足金額は高額の契約者が負擔することになり

ます。かうした方法は高額契約者の負擔を大ならしむるかのやうでありますが、高額契約にはそれだけ大きな危險を含んで居るものでありますから、このやうな危險の要素を附加保險料に負擔させることは合理的と言ふべきであります。附加保險料には保險料の一定割合と保險金の一定割合が掛けられることになつて居ります。若し附加保險料を各年齡と各保險種類に就て常に同一割合とするときは、高年齡者と低年齡者との間の負擔が著しく不公平になる場合があります。二十五年滿期養老二十歲者千圓の純保險料は三十圓七十七錢でありますが、六十歲では七十五圓三十二錢であります。このやうな純保險料に三割が附加せられたとすれば、附加保險料は二十歲者では九圓二十三錢、六十歲では二十二圓六十錢となります。このやうな場合の附加保險料が二十歲者のそれで足りるものとすれば、六十歲者の附加額は明かに高過ぎると言はなくてはなりませぬ。

わが國の保險會社では概して經費を新契約費用と維持費とに別け、維持費は年々の必要額を年拂純保險料に掛け、更に新契約費用はこれを保險期間中に亙り定期年

金率で分割徵課するのであります。卽ち　新契約費＝定期年金現價＋維持費　とし、更に營業保險料の若干割合を集金手數料として附加する會社もあります。新契約費は契約千圓に就て二十圓を原則とするのでありますが、二十五圓乃至それ以上を使用する會社もあります。維持費は同じく千圓に就て三圓から五圓前後を普通とし、七、八圓に及ぶものもあります。

これを實例によつて見ると或る一流相互會社の新種保險では契約千圓に就て新契約費を二十圓、維持費を一圓五十錢と決めて居ります。これによりますと三十歲三十年滿期の附加保險料は千圓の契約で新契約費の年割一圓十九錢に維持費の一圓五十錢を加へて二圓六十九錢（20圓＋16.839＋1圓50錢＝2圓69錢）であります。

更に他の一流株式會社では新契約費を同樣に二十圓、維持費を二圓五十錢、それに集金手數料を營業保險料の三分として居ります。これによると三十歲三十年滿期千圓の契約では新契約費の年割額が一圓十九錢、維持費二圓五十錢、集金手數料九十一錢を加へて四圓六十錢となつて居ります。この附加額を純保險料にかけて見ま

すと一流相互會社では一割、一流株式會社では一割八分となつて居ります。これを附加率と名付けます。このやうな計算によれば、保險料の安い低年齡では附加率は高く、保險料の高い高年齡では附加率は低くなるのであります。

米國の多くの會社では附加保險料の基準を普通終身では純保險料の二割五分。有限拂込終身ではその純保險料の一割二分五厘と普通終身純保險料の一割二分五厘。養老保險ではその純保險料の六分二厘五毛と、保險料拂込回數を同じくする有限拂込終身純保險料の六分二厘五毛と、更に普通終身純保險料の一割二分五厘を加へたものとして居ります。このやうな比率は單に任意的なものであつて、嚴密な數學的基準がある譯ではありません。要は必要なる經費を公平に算出するための原則を求めんとしたに過ぎないのであります。

保險料の最近の傾向　保險界の最近の傾向は低保險料保險にあるかのやうであります。最近多數の會社が發賣した新種保險は何れも低保險料保險であります。これは一般に市場利率の低下したところに、更に戰時下にあつて、生命保險會社も國家の金融政策に協力し、增加資產の大部分を國債投資に振向けて行きますので、將來は保險資產に高率の利廻を期待することが出來なくなり、從つて高率の契約者配當もだんだん遞減するので、寧ろ始めから保險料の安い保險を提供しやうと言ふのであります。新種保險の豫定利率は從來の四分を三分五厘に引下げました。或はまた數十年の經驗で實際に安い事業費で經營の出來る自信が出來たから附加保險料を引下げて低保險料の保險を賣出したといふ會社もあります。保險料が高いと言ひ、安いといふも、それは主として附加保險料が原因して居るのであつて、豫定利率を引下げたとしても純保險料といふものは著しく變るものではありません。ここで商工省經驗表による豫定利率の異る純保險料を揭げて見ます。

唯だ將來の豫定利率の方向から言へば、四分は既に高きに過ぎ、現狀では三分五厘を妥當とするのであります。從つて新種保險が豫定利率を四分から三分五厘に引下げて純保險料を算定したことは當然のことでありますが、それにもかかはらず營業保險料は著しく低下して居るのであります。このことは從來の附加保險料率が相

純保險料比較（保險金千圓）

種類	年齡	商工省經驗表利率三分五厘	商工省經驗表利率四分	商工省表三分五厘に對する四分利率の比
		圓	圓	%
三十年滿期	二〇	二五・〇三	二三・六四	九四・四
	三〇	二五・七九	二四・三七	九五・六
	四〇	三一・四九	三〇・一三	九七・二
	五〇	四五・六三	四四・三五	九七・一
二十五年滿期	二〇	三〇・七七	二九・三三	九五・〇
	三〇	三〇・九三	二九・三五	九四・九
	四〇	三五・四八	三三・九六	九五・七
	五〇	四七・一四	四六・三五	九七・一
二十年滿期	二〇	三九・八七	三八・一三	九五・六
	三〇	三九・五一	三七・七五	九五・五
	四〇	四三・〇〇	四一・二九	九六・〇
	五〇	五三・一六	五一・六〇	九七・一

當高率であつたことを意味するのでありますが、このやうな附加保險料には將來に於ける契約者配當の要素をも含ませられてあつたことを知るのであります。從つて新種保險は從來のやうな高率配當を約束するものではなかつたとしても、生命保險本來の目的より言へば、このやうな低率保險料保險が眞の保險であり、正しく今日のやうな全體性國家に於ける國民生活の要望に答ふるものと言ふことが出來るのであります。

第六章　責任準備金

責任準備金の意義　平準保險料式では純保險料は、死亡率と利率を條件として將來の保險金全額を支拂ふ爲に、十分に且不足のないやうに計算されるといふことは、保險料の章で說明したのでありますが、このやうにして徵收した總收入保險料は少くとも或る期間は保險金を支拂つて尙ほ殘餘が出るのであります。この殘つた金額に利息を附けて積立てたものが責任準備金であり、若しこのやうな積立金を持たなかつた場合は、平準純保險料式では將來の支拂保險金が不足して來るのであります。斯くして蓄積した積立金は將來に於ける保險金支拂額の一部を形成するのであります。これを定義して責任準備金とは「多數の同種類の契約から將來に於て收入を豫定する保險料及び利息の合計が、これらの契約に對する將來の支拂保險金額に不足する場合に、これを補足するために積立てる金額である。」と言ふことが出來るのであります。

このやうにして額面保險金額中の純危險保險金額は、年々減少して行きます。平準純保險料式による危險保險料は額面保險金に比例するのではなく、純危險保險金額即ち額面保險金と責任準備金との差額に比例するのであります。危險保險金が年々減少するにつれて其の保險の部分が減少し、投資の部分が遞增して行くといふことが、平準純保險料式の根本原理をなすのであつて、この爲に高年齡者の保險料も增高しないのであります。平準純保險料式で一千圓の保險といふのは、實際に一千圓の危險を保險するのではなく、保險の部分は年々減少し、投資の部分が年々增大するのであるといふことを特に理解すべきであります。

毎年繼續定期保險の場合は、死亡保險金は毎年の保險料から支拂ふのでありますから、責任準備金は必要でないか、若しくは純保險料の未だ拂ひ切らぬ未經過部分の積立に過ぎないのであります。

なほ別の言葉で責任準備金を說明して見ませう。保險契約が成立したときの總純保險料の現價は將來の支拂保險金の現價と等しいのでありますが、或る年度を經過した後になると、保險料の拂込回數が減少して行くので、殘期間の保險料の現價は契約當初のそれよりも少くなるのです。一方支拂保險金の現價は保險金支拂の日が近づくので增加するのです。このやうに增加する保險金の現價と、減少する保險料の現價との差額が準備金として積立てられるのであつて、若しこの種の積立がなされなかつたとすれば會社は保險金の支拂を完了することが出來ないのであります。このやうな積立金が責任準備金であります。

終身保險の責任準備金　ここで終身保險契約の責任準備金を計算して見るのでありますが、さきの純保險料のときの計算に從つて九十歲者の例をとります。

商工省經驗男子三年截斷表、豫定利率三分五厘、保險金千圓、九十歲者の普通終身純保險料は四百二十三圓二十錢であります。死亡表による九十歲の生殘者全部が普通終身に加入するとすれば、第一年度の收入保險料は四百二十三圓二十錢の二百十九倍卽ち九萬二千六百八十圓八十錢であります。この金額を一年間年三分五厘で利殖するとその年度末には九萬五千九百二十四圓六十三錢となります。その年度中

終身保險の責任準備金計算

年度	生殘數	死亡數	拂込純保險料	年始積立金	利息	利息ヲ加ヘル	死亡保險金支拂額	責任準備金合計
一	二一九	九〇	九二、六八〇・八〇圓	九二、六八〇・八〇圓	三、二四三・八三圓	九五、九二四・六三圓	九〇、〇〇〇圓	五、九二四・六三圓
二	一二九	五六	五四、五九二・八〇	六〇、五一七・四三	二、一八八・二一	六二、七〇五・六四	五六、〇〇〇	六、七〇五・六四
三	七三	三四	三〇、八九三・六〇	三七、五二九・一四	一、三一三・五二	三八、八四二・六六	三四、〇〇〇	四、八四二・六六
四	三九	一九	一六、五〇四・八〇	二一、三四七・四六	七四七・一六	二二、〇九五・八二	一九、〇〇〇	三、〇九五・八二
五	二〇	一〇	八、四六四・〇〇	一一、五八・六二	四〇四・五五	一一、九六三・一七	一〇、〇〇〇	一、九六三・一七
六	一〇	五	四、二三二・〇〇	六、一九五・一七	二六・八二	六、四二二・〇〇	五、〇〇〇	一、四二二・〇〇
七	五	三	二、一一六・〇〇	三、五二八・〇〇	一五二・四八	三、六五一・四八	三、〇〇〇	六五一・四八
八	二	一	八四六・四〇	一、四九七・八八	五二・四三	一、五五〇・三一	一、〇〇〇	五五〇・三一
九	一	一	四二三・二〇	九七二・五一	三四・〇七	一、〇〇七・五八	一、〇〇〇	—

の死亡者は九十人でありますから、これに對する死亡保險金九萬圓を支拂ふと年末積立金は五千九百二十四圓六十三錢となります。第二年度始めの生殘者は百二十九人で各自が第二回の保險料四百二十三圓二十錢を拂込むとその合計は五萬四千五百九十二圓八十錢、これが第一年度末の積立金に加へられ、更に一年間三分五厘で利殖し、死亡保險金が支拂はれるといふやうに、年々繼續されるのであります。右表はこのやうな積立金蓄積の狀況を例示したものであります。

前の例表によりますと、純保險料とその利息とで十分に保險金の全額を支拂ふことが出來て、第九年度即ち最終年度末の積立金は零となるのです。(尤も右表の計算では最後の年度に七圓五十八錢の殘餘が出るのでありますが、これは計算材料の錢以下を四捨五入した爲であります。)この表の最下の欄に示される金額は各年度末の責任準備金の總計であります。これらの金額をその年度の生殘者で割れば現存する各契約に對する各年度の責任準備金を知ることが出來るのであります。

養老保險の責任準備金　養老保險の責任準備金の蓄積狀況も同樣でありますが、簡單にこれを說明して置きます。契約年齡三十歲の十年滿期養老千圓で純保險料を八十六圓三十七錢とします。三十歲の生殘者八萬六千三百六十九人がこのやうな養老保險に加入すると年始の拂込純保險料は七百四十五萬九千六百九十圓となります。これを一年間三分五厘で利殖すれば年末の積立金は七百七十二萬七百八十圓弱となり、この內から第一年度の死亡者六百九十五人に對する死亡保險金六十九萬五千圓を支拂ふと年末責任準備金は七百二萬五千七百八十圓弱となります。第二年度始の生殘者は八萬五千六百七十四人で、各自が第二回の保險料八十六圓三十七錢を拂込むとその合計は七百三十九萬九千六百六十三圓となり、これが第一年度末の積立金に加へられて更に一年間利殖され、保險金を支拂ひ殘餘を積立てる。このやうにして十年度末の積立金は七千九百四十萬圓となり、これが十年度末即ち十一年度始の生殘者七萬九千四百七人に對する支拂保險金となるのであります。(尤も十年度末の積立金は支拂保險金の金額と嚴密には一致しないのでありますが、計算材料の四捨五入によること前の計算の場合と同樣であります。)これを詳しく例示したのが

次の表であります。商工省表、利率三分五厘。

養老保險責任準備金計算

年度	生殘數	死亡數	拂込純保險料	年始積立金	利息ヲ加ヘル	保險金支拂額	責任準備金合計
			圓	圓	圓	圓	圓
一	八六、三六九	六九五	七、四五九、六九一	七、四五九、六九一	七、七二〇、七八〇	六九五、〇〇〇	七、〇三五、七八〇
二	八五、六七四	六八〇	七、三九九、六六三	一四、四二五、四四三	一四、九四四、七五九	六八〇、〇〇〇	一四、二六四、七五九
三	八四、九九四	六七三	七、三四〇、九三二	二一、八〇五、六九一	二二、三六一、八九〇	六七三、〇〇〇	二一、六八八、八九〇
四	八四、三二一	六七一	七、二八二、八〇五	二八、九七一、六九五	二九、九八五、七〇四	六七一、〇〇〇	二九、三二四、七〇四
五	八三、六五〇	六七四	七、二三四、八五一	三六、五五九、五五五	三七、八一八、四三九	六七四、〇〇〇	三七、一四四、四三九
六	八二、九七六	六八三	七、一六六、六三七	四四、三一一、〇七六	四五、八六一、九六四	六八三、〇〇〇	四五、一七八、九六四
七	八二、二九三	六九五	七、一〇七、六四六	五三、二八六、六一〇	五四、一二六、六四一	六九五、〇〇〇	五三、四二一、六四一
八	八一、五九八	七一〇	七、〇四七、六一九	六〇、四六九、二六一	六二、五八五、六八五	七一〇、〇〇〇	六一、八七五、六八五
九	八〇、八八八	七二九	六、九六六、二九七	六八、八六一、九九一	七一、二三二、一五一	七二九、〇〇〇	七〇、五四三、一五一
一〇	八〇、一五九	七五三	六、九三三、三三三	七七、四六六、四八四	八〇、一七七、八一七	七五三、〇〇〇	七九、四三五、八一七
一一	七九、四〇七						

年末及中間責任準備金　ここに計算例を示した責任準備金は保險年度末に積立てられるので、これを年末責任準備金と言ひます。實際に生命保險會社が責任準備金を計算する場合は、概してこのやうな責任準備金を用ひないのであります。いま或る時期の契約を採つて見れば、保險年度を開始したばかりのものがあり、保險年度を完了したばかりのものもあります。從つて十二月三十一日現在で負債の計算をする場合に、確實にその日を保險年度末とする契約といふものは甚だ少いのであります。そこで平均して總ての契約はその日を二つの契約應當日の中間として現存するものと假定して見ても大した誤差は生じないのであります。嚴密に言つて、このやうな假定は事實ではないのでありますが、實際の計算には十分に正確を期することが出來るのであります。斯くして得た責任準備金を中間責任準備金と付けるのです。

保險費用　平準純保險料式責任準備金の積立に就ては更に別の考へ方があります。商工省經驗表利率年三分五厘による三十歲者十年滿期養老の年拂純保險料は八十六圓三十七錢（保險金年末拂として）で、五年經過後の年末責任準備金は四百四

十七圓六十五錢、六年目の終りには五百四十九圓となります。保險金支拂事故の發生した個々の契約の責任準備金は、その保險金額を支拂ふには明かに不足しますから、このやうな死亡契約の責任準備金と、その年度の保險金支拂額との差額だけを、その年度を通じて現存する各契約の年末責任準備金に附加して積立てなくてはならぬのであります。

そこで或る會社で四年以前に三十歳で十年滿期養老保險を契約した被保險者があつて、その內の一萬人が現存して居るとしますと。死亡が商工省經驗表によつて起るとすれば第六年度中の死亡者は八十二人であります。これらの死亡保險金支拂に要する金額八萬二千圓の一部は、第六年度中の死亡者によつて不要となつた責任準備金四萬五千十八圓（82×549圓＝45,018圓）を當てるのでありますが、なほ支拂保險金總額には三萬七千圓方を不足します。これらの不足額はこのやうな目的の爲に、その年度末に積立てられた金額の合計によつて補充するのであります。支拂保險金總額が死亡被保險者の責任準備金を超過する部分を補充する爲に個々の契約に割當てられる金額は、一萬件に就てそれぞれ三圓七十錢であります。このやうな金額が保險費用であつて、この種の割當は總ての契約者が、死亡すると否とにかかはらず、額面保險金額の總額と、保險事故の發生した契約の責任準備金との差額を補塡するために積立てなくてはならぬ金額であります。今、解り易いために個々の契約に關する第六年度中の責任準備金積立の狀況を左に表示して見ませう。

第五年度末責任準備金	四四七・六五圓
當年度純保險料を加へる	八六・三七
第六年度始責任準備金	五三四・〇二
三分五厘の利息を加へる	一八・六八
第六年度末資金	五五二・七〇
保險費用を減じる	三・七〇
第六年度末責任準備金	五四九・〇〇

被保險者が當年度中に死亡すれば、その契約の年末責任準備金五百四十九圓は死

亡保險金支拂のために責任準備金から解放された四萬五千十八圓の一部に繰入れられます。從つてこの契約自體は、保險金支拂のために五百五十二圓七十錢（549圓＋3圓70錢＝552圓70錢）を負擔するのでありますが、このやうな金額は、死亡保險金の支拂はれる以前にこの契約が蓄積した金額であります。

若し契約がその年度末に現存するときは、三圓七十錢をその年度の保險金支拂のために負擔し、實際の蓄積金額五百五十二圓七十錢から右の金額を控除した殘額五百四十九圓を責任準備金として次年度に繰越すのであります。

このことを言ひ更へると、或年度の責任準備金に、次年度に拂込まれる純保險料を加へ、これに利息を加へて、保險費用を減じたものが年度末責任準備金となると言ふことが出來るのであります。

解約返還金　保險契約を解約する場合に拂戻される金額は、拂込んだ保險料よりも遙かに少いのであります。責任準備金蓄積の狀況を例示した數字を見れば、拂込まれた純保險料が如何に消費されて行くかを說明するのでありますが、これによると死亡保險金は個々の死亡契約がその時までに積立てた純保險料のみによるのではなく、全體の契約の拂込んだ純保險料が蓄積した準備金の內から支拂はれるのであります。從つて解約者が全體の責任準備金の內から引出し得る金額が、拂込んだ純保險料に利息をつけたものよりも少く、更に既拂込營業保險料よりも遙かに少いといふことは當然のことであります。

多くの會社は解約返還金を計算する場合に、解約當時に於て個々の契約に屬する責任準備金から若干の金額を控除したものを返戻して居るのでありますが、嚴密の意味からすれば、このやうに責任準備金を個々の契約に割當てることが出來るか否かといふことに就てはいろいろの疑ひがあるのであります。同一契約に就く會社の責任準備金金額が、現存する契約者に公平に割當てられるものとすれば、例へば一〇九頁の表によつて五千九百二十四圓を百二十九で割り、六千六百三十五圓を七十三で、四千八百四十二圓を三十九で割つて第一、第二、第三年度末の現存契約の個々の責任準備金を算出することが出來るのであります。が、このやうな仕方は、會

社の資産の或る一定の金額を個々の契約に充當することが出來るといふことを假定するのであります。生命保險事業は多數者の協同組織によつてのみ成立するのでありますが、解約者が自己に割當てられた責任準備金の全額を持去るとすれば、殊にこのやうな解約者が健康者である場合、殘存した契約者團體は健康の低下と將來の死亡超過について、從つて保險金支拂能力について、明かに不安なる狀態に陷らなくてはならぬのであります。解約返戻金が責任準備金から若干の控除を規定されるのは、このやうな危險を矯正するためであることを理解しなくてはなりません。

チルメル式責任準備金　生命保險では契約の獲得、證券の發行等の手數料のために初年度の經費は次年度以後の經費に較べると著しく高率であります。例へば外務員の手數料、醫師の診査料、證券の記錄又は整理の經費は新契約のときのみに必要とされるのでありますが、營業保險料に含まれる附加保險料は毎年同一金額であります。從つて第一回保險料に含まれる附加額で新契約費用の全額を賄ふには、明かに不足するのでありますが、第二回以後の附加保險料は第二回以後

の經費即ち維持費よりも遙かに大きいのであります。このやうな實狀に適應するために、會社は第一回の營業保險料を第二回以後の營業保險料よりも高率に徵收することも理論上は不可能でないのであります。これを實際問題としては幾多の困難を伴ふのであります。其處でこれを解決するために、初年度の超過經費即ち、新契約費が附加保險料を超過する部分を負債として、次年度以後の附加保險料で償還する方法が考へられたのであります。

生命保險會社が新契約費用として何程の金額を費つて居るかと言へば、一流の會社では契約千圓に就て二十圓を限度として居るのでありますが、多數の會社は二十五圓乃至三十圓またはそれ以上を使用して居ります。このやうな金額を何處から借りて來るかと言ふのでありますが、既に說明したやうに保險契約が成立したときの第一回純保險料は、その利息を加へて初年度の保險費用と、初年度の責任積立のために過不足の無い金額でありますから、責任準備金を減少するのでなかつたら經費の不足額を補充するために初年度純保險料から借入るべき何物も無いのであります

す。若し責任準備金を全額積立てるとすれば、不足の經費を借入れるためには會社の剩餘積立金からするの外に方法はないのであります。

我國の保險業法によりますと、このやうな場合に契約千圓に就て新契約費用二十圓を限度として責任準備金から借入れることを許すのであつて、この種の借入金は契約後五年乃至十年、又は保險契約の全期間に亙つて生命年金法によつて償還するのであります。これをチルメル式積立法と名付けて居ります。ヘックナア氏は保險料の算定に當つて、このやうな新契約費を全期間に分割して徴收し、責任準備金積立の場合、このやうな金額を純保險料の一部と認めたのであります。このやうな方法を充足保險料式積立金と言ひ、チルメル式と異るところは、一方は新契約費用を負債となし、他方はこれを權利と認めて純保險料の一部に算出するのでありますが、計算の結果に於ては兩者とも殆ど同樣であります。既に舊く設立せられた資產に餘裕のある會社は流動資本として使用し得る多額の剩餘金もあり、舊契約のために前拂で支出せられた經費は繼續契約の附加保險料で償却せられるので、多額の新契約を獲つても、そのために經費の不足を憂る必要は無いのでありますが、新しい會社ではそのやうな剩餘金を持たぬので、若しこの種の會社が平準純保險料で責任準備金を積立てるとすれば、會社は毎年の新契約高を制限する他はないのであります。然し乍ら、實際問題から言へばこのやうな積立をなすことは必ずしも重要ではないのであります。これらの會社で初年度經費を第一回保險料の附加額で賄ふことが出來なかつたとしても、繼續經費は明かに第二回以後の附加保險料だけは必要でない筈であり、この故に責任準備金も實狀に卽して調整してはならぬといふ理由はないのであります。左表はチルメル式と充足保險料及び純保險料式責任準備金の積立狀況を比較したものであります。例表は商工省經驗男子三年截斷表、利率年三分五厘の三十歲者三十年滿期千圓の契約によります。

この表で明らかなのでありますが、純保險料式は全額を積立て、五年チルメル式は初年度から四年度までは純保險料式よりも少く、五年目に純保險料式に一致し、全期チルメル式又は充足保險料式では保險期間の最後に到つて純保險式に一致する

責任準備金比較

年度	純保險料式	五年チルメル式	全期チルメル（充足保險料式）
	(一)	(二)	(三)
1	18.64	2.29	—1.03
2	38.23	25.71	18.95
3	58.68	50.16	39.81
4	79.95	75.60	61.51
5	102.07		84.07
6	124.99		107.44
7	148.73		131.66
8	173.29		156.71
9	198.64		182.56
10	224.87		209.32
11	251.94		236.93
12	279.85		265.40
13	308.62		294.74
14	338.28		324.99
15	368.88		356.20
16	400.40		388.35
17	432.96		421.56
18	466.56		455.84
19	501.27		491.24
20	537.25		527.94
21	574.49		565.93
22	613.16		605.38
23	653.45		646.47
24	695.43		689.30
25	739.41		734.16
26	785.62		781.30
27	834.35		831.01
28	886.01		883.71
29	941.03		939.84
30	1,000.00		1,000.00

のであります。この場合全期チルメル式で積立金が負數となる場合はこれを計上しないのを原則として居ります。

この他に外國では初年度の積立金を一年定期保險の純保險料に限定し、その以後は初年度末に開始する終身保險として處理する方法、またはこれを少しく修正した積立方法を採用する場合があるのですが、我國ではこのやうな方法を採る會社はありません。

それでは責任準備金が純保險料式で積立てられる場合と、チルメル式又は充足保險料式で積立てられる場合と何れが堅實であるかといふことに就てはこれを直ちに決めることは出來ないのであります。

新契約費が今日のやうに多額を要する場合に、すべての會社が純保險料式責任準備金を積立てるといふことは明らかに不可能であります。更にチルメル式又は充足保險料式による積立方法が計數的に見て十分に健全であつたとすれば、このやうにして責任準備金を積立てる會社の負債が堅實で無いとは言へぬのであります。それにもかかはらず一流會社は純保險料式によつて負債の積立を行つて居るのでありますが、これは純保險料式が最も潤澤なる準備金を積立てる方法であり、契約者にと

つては明らかにその他の方法によるよりも安全に、且確實であるといふ信念によるものであります。然し乍ら新契約費が對千二十圓以下で賄へないやうな會社に就ては、問題は自ら異るのであります。

第七章　契約者配當

生命保險會社の利益　生命保險會社の純保險料または責任準備金の基礎計算に使用する諸種の假定は、一般に控え目の比率が見てありますので、經營の實績は豫定した經驗よりも遙かに良好な結果を示すものであります。生命保險會社は原則として被保險者の體格檢査を行つて加入を決定するのでありますが、會社が使用する死亡表は概して醫的診査を無視した所謂選擇效果の消滅した截斷表を用ひて居ります。從つて實際の死亡は死亡表に表はれるやうな高率では起らず、ここに死亡率の改善によつて利益が發生するのであります。これが死差益であります。

更に責任準備金の運用利率は一般に四分又は三分五厘と豫定するのでありますが、生保資產の實際利廻は現在五分を前後して居りますので豫定を超過した利息が

利益となります。これが利差益であります。同様にして附加保險料も實際の經費と安全割增とを賄つて尙ほ餘剩がある場合はその差額が利益となります。これが費差益であります。この外に解約の場合に支拂はれる返還金は原則として解約當時の責任準備金よりも少いので、解約によつても利益が生ずる譯であります。が、既に述べたやうに會社は新契約の際多額の經費を前拂して居り、初期の契約に就て言へばこのやうな經費は未償還となつて居るので、解約による利益は多くの場合單に見掛けの利益に過ぎないのであります。然し乍ら責任準備金が解放されてそれが返還金を超過するとき、これを解約益と見做すのであります。或は會社の有價證券または不動産が記帳價格よりも高く賣却された場合、乃至はそれらの財産の時價が上つて評價の引上げがなされた場合は、それぞれ賣却益又は評價益が計上されて會社の利益が增加されるのであります。言ふまでもなく、このやうな場合反對に損失を生じたとすれば、會社の利益はそれだけ減少しなくてはなりません。

剩餘金の現狀　ここでは解り易い爲に利益といふ言葉を使つたのでありますが、嚴密なる意味では生命保險會社の利益は剩餘金と言ふべきであります。これは既に説明したところによつて明らかでありますが、生命保險の利益は將來の安全のために、豫定利率を現行率よりも低く、死亡率を實際より控え目に、更に營業費を餘分に掛けたものを保險料として徵收した結果として生じる利益がその大部分を占めて居るからであります。言ひ代へるとこのやうな利益は企業利益ではなくて、餘分に徵課した保險料の剩餘なのであります。從つて保險會社は原則として剩餘金の大部分を(相互會社は全部を)契約者に拂戻すのであります。ここで我國生命保險事業の剩餘金の現狀を簡單に表示します。例表は昭和十四年度乃至十六年度の數字を使用したものであります。

先づ第一の表は剩餘金の原因を示すために生命保險各社の損益計算書を拔き書したものであります。生命保險會社の收入の大宗をなすものは保險料と利息でありますが、この內でも斷然第一位を占めて居るものは言ふまでもなく保險料であります。昭和十六年度で見ますとこれが十四億七百萬圓弱で總收入の八割三分に達して

收入	昭和十四年度 千圓	昭和十五年度 千圓	昭和十六年度 千圓
保險料	九五二、二四七	一、二八二、三六三	一、四〇六、九六九
利息	一四四、一九八	二三三、三一〇	二五二、九三五
財產賣却及償還益	四一、八九八	二八、二四三	二六、八六三
評價益	一〇、四二八	三八、三三九	二〇、六〇五
其他	四、七二〇	六、〇〇八	四、二七三
合計	一、二〇四、二三三	一、五一四、二六三	一、七〇一、六四五
支出			
保險金及返戻金	三九、七四七	三二、九八六	三四七、三五五
利益配當金	八、三一一	七三、六五一	七三、七二〇
事業費	二〇〇、四四九	二二五、四七八	二八三、四七七
稅金	二一、四三六	一五、九一三	一九、六九九
財產賣却評價損	一八、〇〇五	九〇、九一五	五三、一四九
其他	二三、二六六	八、七二九	七、一九〇
責任準備金繰入	四四九、五五三	六三〇、五三四	七七一、四六七
合計	一、〇九〇、六九七	一、四〇九、二〇五	一、五三〇、〇三四
剩餘金	一三、五三四	一五、〇五九	一八、六一

居ります。このやうな金額のうちには當年度の新契約による初年度保險料もあり、十數年を經過した繼續保險料もありますが、總じて附加保險料は收入保險料に比例し、その二割乃至二割五分と見られて居ります。當年度の事業費支出額が附加保險料に達しなかつた場合は費差益が計上されるのであります。利息收入は昭和十六年度に於て二億五千三百萬圓を占めて居りますが、これは總收入の一割五分であります。利息は主として責任準備金によつて生ずるものであり、生保資產の大部分は責任準備金をもつて占めて居るのでありますから、資產利廻が凡そ五分とすれば、一分五厘乃至一分前後の利差がある譯であります。その他に資產運用の利益が賣却益償還益及評價益として三千七百萬圓程度を計上されて居ります。この內償還益と評價益とは主として有價證券に屬するものであり、賣却益も多くは有價證券に依り、不動產に屬するものが多少あります。支出に就て言へば保險金及返戻金が昭和十六年度で三億四千七百萬圓、事業費が二億八千三百萬圓を占め、別に責任準備金繰入額が七億七千百萬圓。保險金は責任準備金と當年度收入保險料の一部から支出され、

事業費と税金は附加保險料によつて賄はれます。この他に利益配當金がありますが、言ふまでもなく契約者に對するものであり、別に蓄積された利益配當準備金から支出されるのであります。この金額が昭和十六年度三千七百七十二萬圓。財産賣却及評價損が五千三百萬圓强計上されて居ますが、その大部分は有價證券の評價損であります。生命保險會社の評價損といふものは二つの意味を含んで居り、その一つは手持有價證券の記帳價格が時價を割つた場合であり、他はその時價に關係せず、安全のために證券の記帳價を切下げる場合であります。何れにしても財産評價損益は剩餘金の一つの原因をなすものであります。このやうにして收入と支出とを差引したものが剩餘金であります。この金額は昭和十六年度に於て一億八千百六十一萬一千圓を示して居ります。

剩餘金の原因　これで簡單に剩餘金の發生原因を見たのでありますが、生命保險會社の利益が何のやうにして生成するものであるかといふことは更に細かな分析をして見なくては解らぬのであります。この場合煩雜な計數をあげる必要は無いのでありますが、簡單に剩餘金の原因となる利益の種類を掲げて見ます。次の表がそれであります。この表によると昭和十六年度營業上の收益合計は、一億八千三百八十四萬五千圓となつて居ります。この內譯は死差益が七千百萬圓、利差益が六千七百萬圓、費差益が二千二百五十萬圓、解約益が二千三百萬圓。これらの計算に就ては決算報告書の章で更に述べるのでありますが、營業上の收益の合計と實際の剩餘金とでは二百二十三萬圓前後の差があるのです。この差額は財産の評價損又は、責任

	昭和十四年度 千圓	昭和十五年度 千圓	昭和十六年度 千圓
死差益	三九、七五二	五二、七二一	七一、〇六五
利差益	五九、四四八	六六、六一八	六六、九七四
費差益	一三、八二一	九、四五八	二三、五四七
解約益	一八、二一六	二四、二三六	二三、二五九
營業上の收益	一一八、八一五	一五一、九七三	一八三、八四五
社內留保	五、二九一	三六、九一五	二、二三四
剩餘金	一一三、五二四	一一五、〇五八	一八一、六一一

準備金の計算方法の變更等の理由で社内に留保せられたものであります。この剰餘金の三年間の變化を見ますと、十四年度が一億一千四百萬圓弱、十五年度が一億一千五百萬圓、十六年度は一億八千二百萬圓と遞增して居ります。

剰餘金の分配　このやうな剰餘金を如何に分配したかといふことは、更に重要な問題であります。既に述べたやうに生保利益は主として、契約者から徴收した保險料の剰餘であります。從つて生命保險會社の剰餘金はその大部分を契約者に分配して居ります。次の頁の表はこの事實を示したものであります。

この表を見ると直ちに明かでありますが、生保剰餘金は昭和十四年度に九千三百七十萬圓、十五年度に九千五百四十萬圓、十六年度に一億五千七百六十萬圓弱を契約者配當準備金に繰入れて居ります。これを剰餘金に對する比率で見ますと、十四年度八割一分、十五年度八割三分、十六年度八割七分と契約者分配率は遞增して居るのであります。これに對して株主配當は、十四、五年度が二百七十萬圓、十六年度は二百五十萬圓となり、剰餘金に對する比率は十四年度五分、十五年度二分、十

	昭和十四年度 千圓	昭和十五年度 千圓	昭和十六年度 千圓
剰餘金	一一三、五二四	一一五、〇五八	一八一、六二一
契約者配當準備金繰入額	九五、七〇六	九五、四二二	一五七、五六九
株主配當金	二、七七〇	二、七二〇	二、五二二
役員賞與金	一、五二〇	一、五五三	一、三七七
法定其他ノ積立金	五、六七八	四、四二三	八、二〇四
使用人積立金	三、四二五	四、二六五	四、九九二
其他	三、四二五	—	五八〇
次年度繰越	六、三二一	五、六二〇	六、三六七

六年度一分と減少して居るのであります。役員賞與金も亦年々減少。かやうな事實は生命保險會社當局が年々その事業の公共的使命と協同精神の本質を自覺し來つた證據であり、歡ぶべき現象と言ふべきであります。株式會社の株主配當は今日では殆ど事業の利益より支出することはなく、拂込株金または株主勘定積立金から生ず

る利益によつて行はれて居るやうであります。嘗ては株主配當が事業利益を喰つたこともありますが、その際でさへ、株金が未拂込追及の危險によつて事業の安全を保證した報酬であると言ふことが出來るのであります。今日では資本金は保險金の千分の一をも保證するに足らぬのであります。併て創生の時代を保護して今日の大をなさしめた功勞を思へば、多少の株主配當を認めることも決して不合理ではないのであります。何れにせよ、今日の株式會社の剩餘金處分は相互會社のそれと較べて、殆ど變らぬものと見ることが出來るのであります。

契約者配當の方法　契約者配當準備金は剩餘金によつて積立てられるのでありますが、これを契約者に分配する場合に如何なる方法を採るべきかといふことに就ては幾多の問題があるのです。既に述べたやうに保險會社の利益は死差、費差、利差、解約及び評價賣却其他による利益の五種に別けられるのでありますが、その內の主要なる前三者に就いて考へて見るのです。死亡保險では死差益は契約の始めに多いのでありますが、これは體格診査による效果が專ら契約後の數年に於て影響し、最初の二三年は死亡率が著しく低いためであります。利差益は責任準備金運用による差益から生ずるのでありますから、市場利率の高低にもよりますが、責任準備金が多くなる程利益は增加するものであります。例へば資產利廻が五分で豫定利率が三分五厘とすれば、一分五厘の差益がある筈であり、これが責任準備金に比例するのでありますから、契約の經過年數が長くなり、責任準備金の蓄積が增加すれば利益も增加する譯であります。費差益に就ては既に述べたやうに、新契約に多額の經費を要するので、契約の當初は損失を生じるのでありますが、年數の經過と共に利益を見るに到るのであります。然し乍らこのやうな差益は附加保險料と每年の契約維持費との差額を越ゆることは無いのであります。

このやうに利益發生の仕方がそれぞれ違つて居りますので、如何なる分配方法によるのが最も公平であるかといふことに就て各種の論議がなされるのであります。

さきに說明したやうに利差益は責任準備金によるのでありますから、これは各契約の責任準備金に比例して返戻すべきであります。責任準備金は經過年數と共に增

加するので、このやうな分配利益は初めに少く、年限の經過と共に增加して行きます。死差益は實際の死亡が豫定より少かつた場合に生ずる剩餘でありますから、このやうな分配利益は契約金額から責任準備金を除き去つた純危險保險金額に比例して返戻すべき性質のものであります。費差益は附加保險料の剩餘でありますから、これは初年度經費が附加保險料を超過する場合は利益はなく、これが償却されるに從つて利益が發生するのであります。配當の計算は一年未滿の經過年數は切捨て、加入後二年目の利益から配當參加の權利を得るのでありますが、このやうな利益配當準備金として割當てられた金額を、更に三年間又は四年間、社內に留保して、その翌年度の拂込保險料と相殺する場合があり、これを社內に留保せず直ちに配當する場合もあります。

以上の說明によつても解るのでありますが、契約者配當はその契約が會社の利益に寄與した限度に從つて利源別に計算して分配するのが最も合理的のやうであります。米國では主としてこのやうな方法が行はれて居るのであります。それでは利源別配當が多數の契約者に最も有利にして公平なる分配方法であるかと言へば、其處には更に考慮すべき幾多の問題があるのです。我國では多數の會社が利源別配當方法を採用せず、責任準備金に比例する方法又は、年拂保險料に累加する方法を採用したのであります。

近年になつて一流株式會社で新種保險に利源別配當方法を採用し、更にこれに做つた會社も少くないのであります。そこで先づ各種の配當方法に就いて簡單なる說明を加へやうと思ひます。

年拂保險料累加樣式　初めて年拂保險料に累加する配當樣式を採用したのは明治三十五年創立の相互會社第一生命で、配當は契約の五年目から保險料と相殺、配當回數は保險料拂込回數と同一で、死亡又は滿期後四回繼續します。配當率は當時三分、その後增加して四分五厘となり、久しく高率配當を續けたものであります。これに做つたのが相互會社千代田生命で配當期を二年繰上げ、配當回數を一回減少しました。更に後年になつてから一流株式會社のうちに、これに做ふものがあり、配

當率も五分を標榜し、實際にこれを實行した會社もありました。かやうにして近年の配當競爭時代が現出したのであります。言ふまでもなく。始めは高率配當を標榜して保險料を算出したものではなく、事業の隆昌と經濟界の情勢がこのやうな高率配當を可能ならしむるに到つたのであります。後には附加保險料に配當要素を加味して營業保險料の算定をなすやうにもなり、保險料も幾分高くなつたのであります。契約者の側から見れば、例へ契約の直後からではないとしても、保險料に四分五厘または五分の利息がついて、その上に死亡保險金が得られるといふのでありますから、このやうな保險の賣行が增加したのも當然であります。それでは、このやうな配當方法が合理的であるか否かと言ふのでありますが、このことに就て、累加配當保險の創案者たる人の言葉を聽いて見ませう。矢野恒太氏の經驗です。

矢野恒太氏の配當論　「以上の說明によりて見れば生命保險會社剩餘金の配當は「利源配當」が最も理想的の樣に見える。余も第一生命設計の當初に當りてはさう考へて一度はこれを採用しやうとさへ考へたこともある。併し「利差」は金利低下の

趨勢から年と共に減ずる傾向を認めねばならぬ。「死差」は文化の進步と共に增加もするだらうが、戰爭、流行病、天災等のために激變を生ずる虞れもある。「費差」は事業の發展に伴ひでは漸增も出來やうが、國民生活の向上と、物價の騰貴と共に漸減する傾向も見える。これ等三大利源の未來を考へると、單に剩餘金の分配が公平で合理的であるといふことよりも、その配當が實際に役立つ利用價值を發揮する樣な方法は無いかと考へた。且當時は初期配當の高率を誇示しつつ高保險料を以て我國に臨み、毎年相當の保險料を海外に持去つて居た外國會社に對抗する必要もあり、かたがた契約者負擔の漸減に重點を置き、終に累加配當法を採用することにしたのである。蓋し生命保險に加入して早く死んだ人は、保險料が少し位高くても配當が一文もなくても不平は無いが、長壽の人は多くは保險に加入して損をした樣な感を懷くから、剩餘の返戻は古い契約に對して厚くしたいと思つた。然るに利源配當法によれば、三大利源中年と共に增加するものは利差差のみで、しかもその利差益は財界利率低落の趨勢につれて漸次減少する傾向があり、死差、費差の二益は年

と共に大なる增加を期待出來ぬといふことは明かである。これに反して三差益全額を擧げて一團とし、既拂保險料に比例して累加配當をすれば、早く死んだ人に返へす金は少い代りに、長生した人には大にその負擔を減ずることが出來る。そこで總契約の剩餘全部を掛金として一種の累加年金保險團を作り、以つて「長命無損害の生命保險」を標榜したのである。』更にこの文章は項を改めて次の如く續いて居りまず。『前にも一寸觸れたが利源配當によりて剩餘金が正確に利益を將來せる源泉に返戻出來れば少くとも理論上では最良の方法であるが、實際には中々六ヶ敷しい。强いてその理想に循はんとすれば、毎年の配當に浮沈が多くなつて、時には契約の負擔に不安定の衝動を與へることが起り易いかも知れぬ。さりとて此の弊害を避ける爲に利源を峻別せず、或は同一利源內の剩餘でも前後數年の結果を平均する樣なことをすれば、既に忠實な利源配當の意味は過半無くなつて了ふと考へた。其處で種々の方面から攻究したのだが、既に一定の保險料を拂込むと覺悟した人は、三、四年目からその一割や一割五分が返戻されてもされなくても大した苦痛は感じない。

否多少感じても契約期間の初半期（例へば三十年滿期ならば十五年以前）位までに死んで保險金を受取れば、其間一厘の配當を受けずとも保險料の負擔で損失をする心配は無い。これに反して滿期まで長生して保險料を拂ひ續けるとなると、非常に損をした樣な感が起るに違ひない。そこで我社は累加配當を採用することにしたのだ。』『現在我國で最も廣く行はれて居る方法は、各契約の既拂込保險料總額を標準とするもの（甲）と、責任準備金を標準とするもの（乙）の二種である。以上二種とも主義は同一であるが、概しては乙は甲よりも利差をのみ重んじ過ぎて死差、費差を輕んじ過ぎることとなるので、我社は既拂込保險料に割當てて配當することにした。契約後二年目の決算に生ずる剩餘金から配當しても、不慮の準備資金（株式會社の資本金に代る）として二年間これを預り置き、四年に至て始めて第一回の配當に充て、これを次の（卽ち五年目初頭の）保險料と差引くこととしたから、その結果は三十年滿期保險で言へば初半期十五年間に受取る配當は僅に十一回で、しかも毎回の配當金額は甚だ少く、後半期十五回及び契約終結後の四回と合計十九回の

配當は毎回の額が非常に大となるから、結局は加入して損したといふ不平を殘さないことになると考へた。これを實行して見た所が果して世間からも歡迎された。特に昨今でも死亡後若しくは滿期後に高額の配當を受ける人々からは豫想外だとの感激を以つて感謝される場合が少くない。』以上は甚だ長文の引用でありますが、累加配當保險の依つて來る所以とその意義とを明快に述べたものとして、特に最近の言葉を借用したものであります。

累加配當の實際　そこで實際に累加配當が何の程度の配當を與へ、契約者の損益が如何なる形態で表はれて行くかといふことを表示します。解り易い爲に三十歳者三十年滿期契約千圓、保險料を三十三圓十四錢とし、配當は保險料拂込回數と等しく、配當率は三分六厘とします、近年市場利率の低下と、保險資金の國債保有が增加した爲に各社ともに資金利廻が低減し、監督官廳の慫慂もあつて、昭和十四年と十五年の二回に渉つて、各社一率に配當率の一割づつを引下げ、現行率は三分六厘となつて居るので、これに從つたのであります。ここに掲げた數字は毎年の配當金、

配當金の年々累積額及び純危險保險金額（商工省經驗表、件男三年裁斷三分五厘）を示したものであります。保險期間の初期にあつては責任準備金が少く、從つて純粹

累加配當例

年度	配當金	配當金累積	保險金額 / 危險金額 / 純險
	圓	圓	圓
1	1.19	1.19	981.46
2	2.39	3.58	961.77
3	3.58	7.16	941.32
4	4.77	11.93	920.05
5	5.97	17.90	897.93
6	7.16	25.06	875.01
7	8.35	33.41	851.27
8	9.54	42.95	826.71
9	10.74	53.69	801.36
10	11.93	65.62	775.13
11	13.12	78.74	748.06
12	14.32	93.06	720.15
13	15.51	108.57	691.38
14	16.71	125.27	661.72
15	17.90	143.17	631.12
16	19.09	162.26	599.60
17	20.28	182.54	567.04
18	21.47	204.01	533.44
19	22.67	226.68	498.73
20	23.86	250.54	462.75
21	25.05	275.59	425.51
22	26.25	301.84	386.84
23	27.44	329.28	346.55
24	28.63	357.91	304.57
25	29.83	387.74	260.59
26	31.02	418.76	214.38
27	32.21	450.97	165.65
28	33.41	484.38	113.99
29	34.60	518.98	58.97
30	35.79	554.77	0

の保險金額が多いので、配當金が少なかつたとしても決して損をすることはありません。試みに契約五年目に死亡事故が起つたとすれば、その契約に屬する責任準備金蓄積額は僅かに百二圓七錢に過ぎないのでありますが、額面保險金が支拂はれるので、純危險保險金額は八百九十七圓九十三錢であります。この際の契約者配當累積額は十七圓九十錢に過ぎないのです。若しそれ契約後二十年目に死亡事故が起つたとすれば積立金は五百三十七圓二十五錢に達し、純危險保險金は四百六十二圓七十五錢に減少して居ります。この意味は千圓の保險に入つて居つても實際は四百六十五錢の保險金を受取つたのに過ぎないのです。この際の拂込保險料見積額は六百六十二圓八十錢である筈です。このときの配當累積額を計算すると二百五十圓五十四錢であります。このやうにして長生して危險保險金が遞減し、拂込保險料が增加するに從つて、配當金も增加して行きますから保險に入つて長命しても無損害だといふのであります。保險に加入してその損得を考へるといふことは必ずしも保險本來の目的にかなつて居るか否かは、直ちに決めることは出來ないのであります。

ますが、何等かの方法によつて矯正することが無かつたとしたら、生命保險團體にあつては或者が長生をして多額の保險料を支拂ひ、或者が早く死んで少額の保險料を支拂ふといふことが起るのであります。このやうな生命保險本來の不公平性を多少でも矯正せんとしたものが累加配當方法による剩餘金分配制度であるといふことが出來るのであります。

責任準備金比例樣式　契約者に對する配當を責任準備金に比例して行ふ方法も古くから我國の生命保險會社が採用した制度であります。この方法は主として利差益を標準とするものであることは、既に述べた如くであります。責任準備金は年々遞增して行きますので、これに比例する配當金も遞增するのです。しかも純危險保險金額の減少するに從つて增加して行くのでありますから、長命不損害たることは年拂保險料累加配當と同樣でありますが、增加の比率は累加配當による程ではありません。こゝで責任準備金比例樣式による配當金を例示して見ませう。責任準備金は商工省經驗件數男子三年截斷表、利率三分五厘、三十歲、三十年滿期養老で保險金

千圓。配當率は純保險料式責任準備金の二分八厘。

年度	純保險料式積立金	配當金	配當金累積	純危險保險金額
	圓	圓	圓	圓
1	18.64	—	—	981.46
2	38.23	—	—	961.77
3	58.68	—	—	941.32
4	79.95	2.24	2.24	920.05
5	102.07	2.86	5.10	897.93
6	124.99	3.50	8.60	875.01
7	148.73	4.16	12.76	851.27
8	173.29	4.85	17.61	826.71
9	198.64	5.56	23.17	801.36
10	224.87	6 30	29.47	775.13
11	251.94	7.05	36 52	748.06
12	279.85	7.84	44.36	720.15
13	308.62	8.64	53.00	691.38
14	338.28	9.47	62.47	661.72
15	368.88	10.33	72.80	631.12
16	400.40	11.21	84.01	599.60
17	432.96	12.12	96.13	567.04
18	466.56	13.06	109.19	533.44
19	501.27	14.04	123.23	498.73
20	537.25	15.04	138 27	462.75
21	574.49	16.09	154 36	425.51
22	613.16	17.17	171.53	386.84
23	653.45	18.30	189.83	346.55
24	695.43	19.47	209.30	304.57
25	739.41	20.70	230.00	260.59
26	785.62	22.00	252.00	214.38
27	834.35	23.36	275.36	165.65
28	886.01	24 81	300.17	113.99
29	941.03	26.35	326.52	58.97
30	1,000.00	28.00	354.52	0

右の例表によりますと、配當金は保險料累加配當の場合よりは少いのでありますが、年々の累積額は保險期間の三分の二を經過した二十年目には百三十八圓となります。純危險保險金額は遞減して二十年目は四百六十三圓弱となり、二十五年目は二百六十圓に低下しますが、このやうな場合、責任準備金に比例する配當金が契約者の損失を緩和することは明かな事實であります。要するに養老保險は保險と投資の結合したものであることは既に述べたのでありますが、保險期間を經過すると共に、保險の部分が減少して投資の部分が增大して行くのであります。長生をすれば契約者は殆ど自己の蓄積した積立金を保險金として受取るのであつて、この場合會社から保險せられるものは甚だ少いのであります。このやうな或る種の不公平性を矯正するためには保險料又は責任準備金を標準とする契約者配當が妥當であると言ふことが出來るのであります。然し乍ら、このやうな高率の配當を維持するといふことは、如何なる會社にでも出來るといふ譯ではなく、資產の運用、事業費の節約死亡率の改善等に就て特に有能なる經營がなされなかつたとすれば、決してこのや

うな高率配當を繼續することは出來ないのであります。

利源別配當方法　近年一流會社のうちに新種保險に利源別配當を實行するものが少くないのでありますが、このやうな事實は我國生命保險業史に於ける新しい傾向であります。既に述べたやうに、利益をその契約が寄與した限度に從つて分配する方法が利源別配當制度であります。この方法は主として米國に於て行はれて居るのでありますが、利差、死差、費差の三要素に就て利益の源泉を計算し、これを各契約に割當てるのであつて三要素式として知られて居るものであります。この他の利源から利益が出た場合は、概してこれを無視するか若しくは前記の三要素の一部に加へるのであります。例へば資產の運用から生ずる賣却益のやうなものは利差益と見做し、解約失效による見かけの利益は、新しい契約のために費つた多額の初年度事業費と相殺するのであります。

從つて個々の契約に對する配當額は三要素に據り、總ての保險種類、契約年數、經過年數を考へて割當てられるのであります。先づ費差益を個々の契約に割當てるのであります。

のでありますが、その簡單なる方法は配當に充當し得る費差益の總額を、保險料拂込中の總契約から徵收した附加保險料合計に比較し、そのやうな比率に從つて各契約の附加保險料を拂戻すのであります。この故に全體の費差益が附加保險料總額の二割五分であつた場合は、各契約に就て附加保險料の二割五分を配當の第一部分として加入者に拂戻すのであります。

第二の利差益もこのやうにして處理することが出來ます。卽ち全體の投資資金に對する利差益の比率を計算し、各契約の責任準備金に右の比率を掛けるのであります。

更に第三の部分は死亡率の改善による利益でありますが、このやうな利益は豫定死亡の合計卽ち死亡表による保險費用の總計に比較するのであります。かくして死亡表による個々の契約の保險費用に對して右の比率を掛けるのであります。實際の計算は更に複雜であります。初年度經費が初年度附加保險料を超過する場合は、初年度の費差益は無い筈でありますが、責任準備金を充足保險料によつて積立てる場

合は初年度より費差益を計上することも出來ます。これは新契約費を必要經費と認め、年拂純保險料の一部に附加して積立てられ、初年度に於て全額の純保險料式責任準備金を必要としないからであります。

費差益を計算する場合に、經費率が總ての保險種類と契約年齡の附加保險料に對して同一比率を示さぬ限り、總ての契約に對して同一比率で費差益を割當てることは公平ではないのであります。從つて實際に於ては、各契約に賦課すべき經費を定め、その賦課額を附加保險料から控除するのであります。死差益は主として最近加入の契約者及び中年齡者から發生するのであります。高年齡契約者の既に選擇效果を消滅した場合の實際死亡率は、死亡表の豫定率と殆ど變らぬのであります。

解り易いために、ここで利源配當の計算を行つて見ませう。このやうな配當方法は毎年の實際經驗によつて配當率が決まるので、保險料または責任準備金のやうな基準となるべき目標が無いのでありますから、計算にあたつては各種の假定を設けなくてはなりませぬ。

利源配當の計算例　例示は三十歲三十年滿期とし、保險金一千圓に就き營業保險料は三十圓三十九錢、計算基礎表は商工省經驗件數男子三年截斷表、純保險料二十五圓七十九錢とします。先づ費差益に就て見るのですが、附加保險料四圓六十錢。責任準備金を充足保險料で積立てるとして、實際經費を三圓と見れば、各年度の費差益は一率に一圓六十八錢であります。これは差額を一年利殖したのであります。

利差益を見るために實際利廻を初年度四分九厘と見ます。然し乍ら現狀では保險資產の利廻は更に低下の傾向にありますので、第二、第三年度までは同率とし、四年度より七年度まで年々一厘づつ減少し、四分五厘に到つて安定するものと見たのであります。利差益の源泉となるものは責任準備金でありますが、實際は前年度末の責任準備金に當年度の純保險料を加へたものを用ひ、これに實際利率と豫定利率の差を掛けるのであります。これを例表によつて揭げて見ます。

左の表によつて明かなやうに、利差益は責任準備金に比例して年々增加するのであります。

利源配當利差益計算

年度	充足保險料式積立金	純保險料を加へる	利差(%)	利差益
	圓	圓		圓
1	—	—	—	—
2	18.99	24.80	1.4	.35
3	39.85	44.78	1.4	.63
4	64.54	65 64	1.4	.85
5	84.10	87.33	1.3	1.05
6	107.48	109.89	1.2	1.21
7	131.69	133.27	1.1	1.33
8	156.74	157.48	1.0	1.58
9	182.60	182.53	1.0	1.83
10	209.35	208.39	1.0	2 08
11	236.96	235.14	1.0	2 35
12	265.42	262.75	1.0	2.63
13	294.77	291.21	1.0	2.91
14	335.02	320.56	1.0	3.21
15	356.23	360.81	1.0	3.61
16	388.38	382.02	1.0	3.82
17	421.59	414.17	1.0	4.14
18	455.86	447.38	1.0	4.47
19	491.26	481.65	1.0	4.82
20	527.96	517.05	1.0	5.17
21	565.95	553.75	1.0	5.54
22	605 39	591.74	1.0	5.92
23	646.49	631.18	1.0	6.31
24	689.31	672.28	1.0	6 72
25	734.17	715.10	1.0	7.15
26	781.31	759.96	1.0	7 60
27	831.02	807.10	1.0	8.07
28	883.76	856.81	1.0	8 57
29	938.84	909.55	1.0	9.10
30	—	964.63	1.0	9.65

最後に死差益を見るのでありますが、ここに會社の經驗死亡表を假定しなくてはならぬのです。これが會社の各年齢に於ける實際死亡率を示すのであります。わたくしはここで第一生命三十五年史所載死亡表を使用するのであります。豫定死亡率は商工省件數男子三年截斷表。第一生命は可成り嚴密なる體格診査を行つて居りますので、死亡率も本邦生命保險會社中では最も良好なる經驗を擧げて居ります。死差益の計算では實際死亡率と豫定死亡率との差を、その年度の保險危險金額卽ち、額面金額から責任準備金を控除した金額に掛けるのであります。いま三十歲三十年滿期契約に就て、死差及死差益の內譯を表示します。百五十四頁の例表であります。

このやうにして費差益、利差益、死差益を知ることを得たので、これを合計して三十歲三十年滿期契約に對する利源別配當豫想額を知ることが出來るのであります。これを表示したものが百五十五頁の例表であります。このやうにして計算した結果は假定のものであり、各會社によつて實狀も違つて居りますので、利源別配當に於て直ちに、このやうな金額が配當せられると決めることは出來ないのであります

す。殊にこの場合の利源配當計算では剩餘の全部を契約者に割當てたのであります。

年度	商工省經驗表	第一生命經驗表	死差	死差益
				圓
1	0.00805	0.00416	0.00389	2.48
2	794	541	253	2.06
3	792	577	215	1.73
4	796	612	184	1.47
5	806	645	161	1.30
6	823	677	146	1.49
7	845	673	172	1.65
8	870	674	196	1.78
9	901	683	218	1.89
10	938	699	239	1.95
11	980	725	255	2.05
12	1038	759	279	2.02
13	1087	800	287	2.03
14	1152	847	305	1.67
15	1226	902	259	2.09
16	1308	967	341	2.06
17	1398	1042	356	2.01
18	1497	1128	369	1.94
19	1606	1225	381	1.87
20	1727	1331	396	1.81
21	1862	1445	417	1.76
22	2007	1562	445	1.72
23	2171	1685	486	1.65
24	2345	1814	531	1.56
25	2538	1953	585	1.41
26	2748	2102	646	1.20
27	2979	2268	711	0.91
28	3230	2451	779	0.52
29	3507	2659	848	—
30	3807	2884	923	—

利源配當計算例

年度	費差益	利差益	死差益	配當金合計
	圓	圓	圓	圓
1	1.68	—	2.48	4.16
2	1.68	0.35	2.06	4.09
3	1.68	0.63	1.73	4.04
4	1.68	0.85	1.47	4.00
5	1.68	1.05	1.30	4.03
6	1.69	1.21	1.49	4.39
7	1.69	1.33	1.65	4.67
8	1.69	1.58	1.78	5.05
9	1.69	1.83	1.89	5.41
10	1.69	2.08	1.95	5.72
11	1.69	2.35	2.05	6.09
12	1.69	2.63	2.02	6.34
13	1.69	2.91	2.03	6.63
14	1.69	3.21	1.67	6.57
15	1.69	3.61	2.09	7.39
16	1.69	3.82	2.06	7.57
17	1.69	4.14	2.01	7.84
18	1.69	4.47	1.94	8.10
19	1.69	4.82	1.87	8.38
20	1.69	5.17	1.81	8.67
21	1.69	5.54	1.76	8.99
22	1.69	5.92	1.72	9.33
23	1.69	6.31	1.65	9.65
24	1.69	6.72	1.56	9.97
25	1.69	7.15	1.41	10.25
26	1.69	7.60	1.20	10.49
27	1.69	8.07	0.91	10.67
28	1.69	8.57	0.52	10.78
29	1.69	9.10	—	10.76
30	1.69	9.65	—	11.34

が、實際にあつては安全積立も必要であり、株主配當其他の社内留保も考へなくてはなりません。殊にこのままでは配當金に凹凸が出來るので、これを調整する必要もありますが、要するに三十年滿期三十歳で言へば、先づ始めに保險料の一割、その後年々一分前後を增大して、滿期のときに於て保險料の三割强に達するものと考へれば大きな間違ひはないのであります。云ふまでもなく、利源配當は毎年の實績によつて契約者に分配するのでありますから、利益が減少すれば配當も減少し、利益が增大すれば配當金も增大するのであります。從つて三十年もの長い期間を豫想するといふことは不可能であります。ここでは單に現在の狀態が將來も繼續するものとして豫想を立てたのであります。

其他の配當制度　我國の生命保險會社は概して毎年配當を行つて居るのでありますが、五年目配當又は滿期配當を行ふ會社もあります。五年目配當は据置配當の一種で　各年度の配當額を積立てて五年目に分配するので、これも會社の決算年度を基準とするものがあり、個々の契約年度を基準として計算するものもあります。滿期配當は所謂トンチン式配當方法であります。このやうな制度では脫退者には一錢の配當も行はれないので、滿期まで生存した人々に返還される配當金が非常に多くなるのでありますが、中途の支拂をしないので、契約者の利益にもかかはらず、あまり歡迎されないのであります。殊に將來會社の營業成績が低下した場合に、配當準備金が他に流用せられる恐れがありますので、契約者側から見て必ずしも有利とは言へないのであります。

第八章　保険約款

保険約款の變遷　生命保険の初期の時代にあつては、保険證券の形式といふものは甚だ簡單なものでありました。このやうな保険證券には單に保険料の拂込方法と保険金支拂の條件とを規定するに過ぎなかつたのでありますが、保険事業が發達するにつれて保険證券の形式も次第に複雑になり、最近の契約條項は保険料の拂込及び保険金の支拂方法の外に、解約返還金又は延長定期保険、拂濟保険への變更條項、契約の復活、延滯保険料の自働貸付其他各種の規定を加へて、保険約款は更にその條文を擴大して行くのであります。保険約款は保険會社と保険加入者との間の契約條件を規定したものでありますから、保険に加入する者は必ず一應はこれを理解して置かなくてはならぬものでありますが、多くの加入者はこれを讀まぬのであります。よし又これを讀む者がありとしても、元來約款といふものは概して小さな活字で保険證券の片隅に印刷してあるといふばかりで、さて虫眼鏡を持出してこれを讀み得たりとするも、幾多の專門的用語を含んだ理解し難き惡文であります。到底多忙なる社會人の興味をひき得るものではないのであります。然かも一度保険事故が起つたときには、これら蠅頭の文字が千金の重みをもつて迫つて來るのであります。從つて加入者が約款條項を理解すると否とは、やがて保険契約の主要目的である保険金支拂の成否にもかかはるものと言はなくてはならぬのであります。

生命保険の初期に於ける契約の條件は今日のやうに契約者に有利であつたとは言へないのであります。例へば保険料が期日までに拂込まれなかつたときは契約は直ちに失效し、一錢の返還金も支拂はれなかつたこともあります。我國初期の約款にも「期日を過れども保険料を拂はずしてその間に被保険人死去するときは此證書は無效の廢紙たるべし」と規定して居りました。よしまた返還金が支拂はれたとしても今日のそれに較べれば遙かに少かつたのであります。更に初期の約款を見ますと

「三年以上保險料を拂込みたる後解約をなすときは當會社より保險料の幾分を割戻すべし」とあつて、その比率は示されて居らぬのであります。今日では各會社ともに、競つて約款の條項に寬大なる規定を採用するに到つたのでありますが、これは主として各會社間の新契約競爭が原因して居るのであります。約款の文章もその頃から見ると少くとも解り易くなり、言文一致體の文章を採用する會社も見られるのであります。

我國では保險契約法に約款條項の全文を規定せず、主として各會社が商法の規定に從つて、自發的に契約條項を規定するのでありますが、今日では主なる條項に於ては殆ど一致して進歩約款を採用して居ります。次に普通保險約款の條項に就て考察するのでありますが、解り易い爲に約款を(一)保險料拂込に關する條項、(二)保險金支拂に關する條項及び(三)其他の條項に分類して說明するのであります。

保險料拂込に關する約款

會社の責任開始　會社の保險契約上の責任は會社の通知によつて保險契約者が最初の保險料を拂込みし時から始まるといふのが一般の規定であります。多數の契約の中には、契約申込の翌日に被保險者が死亡するといふやうなことも起るのでありますが、このやうな場合に會社に保險金支拂の義務が有るか否かといふことは幾多の疑義を生むのであります。このやうな場合は會社が保險契約の成立を契約者に通知し、契約者が保險料を會社に拂込みしときに於て會社の責任が開始するものと解釋せられます。理論上から言へば、契約が成立したときに會社の責任が開始すべきでありますが、契約が成立しても保險料を支拂はず、これを放棄するやうな場合にも、會社が責任を負擔しなくてはならぬやうなことも起り得るので、このやうな規定を設けて居るのであります。會社によつては一部の外務社員に契約決定の權利を與へることがあります。このやうな場合は、外務社員が診査醫の資料を判斷し、契約の能否を決定し、保險料を領收し、直ちに危險の引受をなすのであります。契約

はそのとき成立し、保險證券はその後に發送せられるのであります。

保險料拂込期日　第二回以後の保險料拂込期日は原則として契約成立の應當日とします。例へば昭和十五年二月一日に第一回保險料を拂込んだ契約で言へば、この日が契約の成立日で、保險料は毎年二月一日に拂込むのであります。若し半年掛のときは第二回保險料は八月一日に、第三回のそれは翌年の二月一日迄に拂込むのであります。保險料拂込期日以前に被保險者が死亡した場合に、それが年拂のときは保險料の拂込を要しないのでありますが、半年掛のときはその保險年度中の保險料の未拂込分を徴集する會社があるのです。これを理論上から見れば、保險料は年拂を基準とし、不可分とせられるので、半年拂又は三ヶ月拂の場合は、同一保險年度に屬する殘餘の部分は利息を附して契約者に貸付けたものであり、このやうな未拂込分は當然支拂保險金から控除せらるべきであります。然し乍らこれを契約者の側から見れば、契約の消滅した後に尚ほ保險料を徴收せられるやうな誤解に陷る恐れがあるので、多くの會社はこのやうな保險料を徴收しないのであります。

保險料拂込猶豫期間　生命保險會社は一般に保險料拂込期日が經過した後二ヶ月乃至六十日の保險料拂込猶豫期間を規定し、その間は保險契約の效力を繼續するのであります。若し、このやうな猶豫期間中に死亡事故が發生した場合は、支拂保險金から保險料を控除することになつて居ります。保險料拂込猶豫期間を設けるといふことは、その期間中の契約を有效とし、保險契約の失效を防止するのが目的でありますが、結局は失效するものは失效し、繼續保險料は拂込まれないので、二ヶ月間の保險に對して會社は或る程度の損失を蒙らなければなりません。契約者が利用した猶豫期間に對しては、一部の會社は日歩二錢五厘乃至四錢の保險料延滯利息の徴收を規定するのでありますが、多くの會社は原則としてこのやうな利息を徴收しないのであります。猶豫期間といふものは殆ど總ての契約者が、その利益に均霑して居りますので、會社としてはその間の利息に於ても更に相當の損失を見込まなくてはならぬのですが、猶豫期間を設けることによつて達せられる契約の失效防止が、前記の保險金又は利息の損失をも償つて餘りがあるものとせられるのであります。

猶豫期間は從來我國に於ては三十一日又は一ヶ月を規定して居つたのでありますが、今日では殆ど全部の會社が二ヶ月乃至六十日を規定して居ります。

契約の復活　猶豫期間が過ぎれば、保險契約は直ちに失效するのでありますが、被保險者の健康に異常が無きかぎり、總ての契約は失效後一定の期間內に、延滯保險料を收めて復活することが出來るのであります。このやうな期間は我國では一ヶ年と規定し、(或る會社は二年と規定)延滯利息年五分又は日步二錢を徵收するのでありますが、利息を徵らぬ會社もあるのです。言ふまでもなく、この際會社は被保險者の身體檢査を行ひます。若し身體檢査を要しなかつたとすれば、契約が失效した後になつて、自分の健康狀態が惡化したことを知つた被保險者は必ず復活を申出でるのでありますが、健康者はこのやうな權利を利用しないのであります。尤もすべての失效契約に身體檢査を必要とするといふのではなく、失效後二ヶ月以內の被保險者は規定の健康證明書を提出するだけで復活することを得るのです。これを簡易復活と名け、復活した契約の效力は原則として失效以前に變らず、總ての舊契約

に與へられると同樣の權利が與へられるのであります。

解約返還金　解約の場合に返還金として拂戻される金額の最高限度は、その契約の純保險料式責任準備金でありますが、實際に於てはその內から一定金額を控除したものが拂戻されるのであります。責任準備金から控除されるこのやうな金額を解約負擔金と名付けて居ります。解約負擔金として或る會社は保險金額の一定割合、例へばその百分の五以內を控除し、他の會社は責任準備金の一定割合、例へばその七割乃至二割を經過年數によつて控除し、更に別の會社は責任準備金の一定割合と保險金の一定割合、例へば責任準備金の一割乃至二割と、保險金の百分の三を控除するのであります。このやうな控除の比率は契約の經過と共に漸次減少し、返還金は從つて增加するのでありますが、その比率は任意的のものであります。ここに或る會社が公表する返還金の計算公式を見ますと(保險金千圓に就て)

純保險料式積立金 −(20圓×$\frac{\text{殘期間}}{\text{期間}}$+10圓)

と規定して居ります。これが意味するところは、初年度の新契約費を千圓に就て二

十圓となし、これを保險期間の經過に從つて分割償却し、別に保險金千圓に就て十圓を控除するのであります。そこで三十年滿期三十歳者千圓の契約が五年經過して解約した場合の返還金を計算しますと七十五圓四十一錢となるのです。102圓07錢

$$-(20圓\times\frac{25}{30}+10圓)=75圓41錢$$

解約負擔金を責任準備金の一定割合とするときは、經過期間が短くて責任準備金が少い場合には非常に僅少の金額が削減され、反對に經過期間が長い場合は大きな金額が削減されるのであります。然し乍ら解約負擔金を徴課する主なる目的は超過した初年度經費の償還でありますから、會社としては初期に於てよりも後期に於ては少額の解約負擔金を徴收すれば宜いのであります。これらの實情を考慮して實際の計算に於ては種々の修正が行はれます。

更に解約返還金は一般に契約後二年乃至三年を經過した後でなくては許されないのでありますが、これは契約後最初の數年間は初年度經費が超過するので返却すべき金額が無く、よし積立金があるとしても、そのやうな金額は會社の剩餘金から借出したものであり、二年目の保險料を受入れた後にあつても尙ほ返還金額に達しないからであります。解約返還金として責任準備金の全額が返還されぬといふのは、契約後數年間の附加保險料をもつては、このやうな金額を償還し切れないからであります。

初年度經費が償還し盡された後にあつても、解約返還金として責任準備金の全額を返還すべきか否かといふことは直ちに決められぬのであります。解約する被保險者はその保險團體の內では全體の加入者に較べると健康な人々であります。病弱で多分數年の內には死亡するかも知れぬといふやうな人々は恐らくは解約することは無いのでありますから、殘存する團體の內には多數の病弱者が含まれ、その死亡率は增高するかも知れないのであります。このやうな場合に、解約者が責任準備金の割當額の全額を引出して行くとすれば、責任準備金は恐らく殘存契約者の死亡率の增加を賄ひ切れなくなるのであります。更に解約返還金として經過年數にかかはらず、責任準備金から或る種の削減をなすべきことに就て財政上の理由を擧げる人が

あります。生命保險會社は概してその資產の內に一定の不活動資產を保有して居るのでありますが、解約者が現金でその割當額の全部を受取つて行くとすれば、殘存契約者が不當な損害を蒙るといふことは間違ひのないことであります。解約返還金を現金で支拂ふ爲には多額の銀行預金を常備する必要があり、不利益な流動資產をも持たなくてはならぬのであります。

拂濟保險　契約が一定年間を經過した後は、保險料の拂込を中止して、その當時の解約返還金を一時拂純保險料として、元の保險と同一の種類、同一の期間で、元の契約金額よりも減額した拂濟保險となすことが出來るのであります。例へば三十歲者三十年滿期一千圓の保險を契約後十五年目に拂濟保險とする場合は、當時の解約返還金を三百四十八圓八十八錢とし、これを一時拂純保險料として十五年滿期四十五歲者の獲得し得る保險金は五百四十二圓强卽ち凡そ元保險金の半額であります。(348圓88錢÷0.64360＝542圓08錢)　このやうな拂濟保險は原契約と同一種類（養老保險）で原契約の成立から三十年後（同一期間）に滿期となるのであります。

延長定期保險　或る會社は更に契約後一定期間を經過した後は、保險料の拂込を中止して、その當時の解約返還金を一時拂純保險料となし、元契約と保險金額を同じくする一定期間の延長定期保險を與へることを規定するのであります。言ふまでもなく、このやうな保險は定期保險であり、期間內の死亡者にのみ保險金を支拂ふのでありますから、期間後まで生存した場合には保險金を得ることは出來ません。然し乍ら、養老保險が或る年度を經過した後は、その解約返還金は養老保險期間の滿期時まで、額面金額の定期保險を附して、尙ほ殘額を生ずるのであります。既に述べたやうに、養老保險は理論的には定期保險と生存保險の結合したものであります。保險契約が數年間繼續した後は、解約返還金は殘りの期間に對する定期保險の純保險料を超過するのでありますから、このやうな超過額は被保險者が養老保險期間の滿期まで生存した場合に獲得することが出來る減額生存保險金の一時拂純保險料に充當するのであります。言ふまでもなく中途で死亡した場合は、このやうな生存保險金は得られないのであります。

例へば三十歳で契約して十五年を經過した三十年滿期養老一千圓の責任準備金は三百六十八圓八十八錢で、解約返還金は三百四十八圓八十八錢であります。四十五歳者の十五年繼續定期保險一千圓の一時拂純保險料は二百三十二圓五十錢でありますから、差引百十六圓三十八錢が殘ります。この金額は滿期時に被保險者が生存する場合に支拂はれる卽ち四十五歳者の十五年滿期生存保險金の獲得に充當されるのであります。このやうにして得られる生存保險金は凡そ二百七十七圓であります。

保險料自働貸付　猶豫期間內に保險料の拂込がなされなかつた場合に或る會社は、解約返還金が右の保險料額とその利息とを支辨することが出來るときは、自働的に契約者に對して右金額の貸付をなし、保險料の拂込に充當するのであります。このやうな貸付に就て、他の會社は始めに契約者の請求を要することを規定し、或はこれを一回に限る會社があり、更に返還金が保險料と利息とを支辨し得る限り何回でもこれを繰返すものがあります。保險料自働貸付の效果は、これが無かつたとすれば、當然契約が失效し、再び保險料の拂込をなす爲には身體檢査又は健康證明書を必要とする場合に、その必要なくして、契約を繼續することが出來るといふところにあります。失效は多くは契約者の不注意によるものでありますが、このやうな場合に健康條件のために復活が出來なかつたとすれば、契約者としては甚だ殘念なことであります。保險料自働貸付制度は、このやうな障碍を未前に回避せしむるものであります。

然し乍ら或る人々は、このやうな制度が契約者をして保險料の拂込延滯の習慣を育成せしむるものであり、更にこのやうな貸付が增加する爲に急速に保險金が減少することを指摘して、この制度の弱點となすのでありますが、我國生命保險會社の大部分は一部の留保條件は異るとしても、同樣にこれを規定して居るのであります。

保險金支拂に關する約款

保險金の支拂は被保險者の死亡後一定期間（六十日又は二ヶ月）以內に死亡診斷

書又は檢案書及び被保險者の戸籍謄本を提出して保險金を請求するのであります。言ふまでもなく保險期間の滿了した場合は被保險者の戸籍抄本のみを提出します。保險金の支拂はこのやうな請求がなされた後一週間又は二週間以內に支拂はれ、或る會社は一ヶ月又は三十日と規定して居ります。嘗て或る會社は二十四時間主義と稱し、保險金の請求後二十四時間以內にその支拂を完了すると規定したのでありますが、今日ではこれらの書類の完備したものに對しては、卽日保險金の支拂を爲す會社もあります。

不可爭條項　保險契約は保險料の不拂又は或る種の特定事由に依るの他は、契約の日から一定の期間を經過した後は不可爭とせられます。このやうな期間を我國の商法では五年と規定するのでありますが、多くの生命保險會社はこれを三ヶ年と決めて居るのです。不可爭條項は主として告知義務に關係するものであります。生命保險契約といふものは、被保險者が會社に提示した告知事項を基礎として成立するのでありますが、被保險者が死亡した後になつて、遠く契約當時の事項を證明することは殆ど不可能であり、このやうな事實を理由として保險金支拂の係爭をなすことは煩雜に堪えぬところから、このやうな規定が行はれるのであります。これを約款によつて見ますと、「保險契約の當時保險契約者又は被保險者が惡意又は重大なる過失により、重要なる事實を告げず、又は重要なる事項に付き不實の事を告げたるときは、會社は保險契約の解除を爲すことあるべし。但、會社がその事實を知り又は過失に因りてこれを知らざりしときはこの限りに非ず。前項の解除權は會社が解除の原因を知りたる時より一ヶ月間これを行はざるときは消滅す。保險契約の時より三年を經過したるとき亦同じ。」とあります。「重要なる事實」の意義は明確では無いのでありますが、そのやうな事實を告げた場合は會社が保險契約をしなかつたであらうと思はれるやうな事實は明かに「重要なる事實」であります。從つて被保險者が過去に於て肋膜炎を患ひ、今は癒つて居るのであつても、これを診査醫に告げず、その後三年以內に被保險者が肋膜炎又は肺結核で死亡したとすれば、會社はこのやうな事實を理由として保險契約を解除し、保險金支拂の責任を免れることが

出來るのであります。更に被保險者が死亡しなかつたときも、同樣に會社はこの契約を解除することが出來るのであります。このやうな場合、會社は解約返還金を拂戻します。言ふまでもなく、會社が斯かる事實を知つてから、一ヶ月を經過したときは會社の解除權は消滅するのであります。會社が右の事實を知つた時が既に契約後三年以上を經過して居つた場合も同樣であり、これを不可爭となすといふのであります。

この場合、保險契約成立の時になされた詐欺行爲については不可爭條項を適用されないのであります。約款は「保險契約に關し保險契約者又は被保險者に詐欺の行爲ありたるときは保險契約は無效とし、既に拂込みたる保險料はこれを拂戻さず。」と規定して居ります。この際の詐欺行爲とは例へば、被保險者が病氣で臥床して居るやうな場合に、他の健康者を本人と稱し、身體檢査を受けさせて契約を成立させたとき、所謂替玉事件の如きであります。會社は斯かるときは拂込まれた保險料を返還しないのであります。

生命保險會社は被保險者が出征して、戰死又は戰病死をなした場合に、豫め規定の特別保險料を拂込まなかつたときは保險金の支拂をなさず、責任準備金のみを支拂ふことを規定する場合があります。このやうなときは、契約後三年を經過した後は不可爭とせられるのであります。實際にあつては、今日の生命保險會社は何れも戰死、戰病死其他の戰地に於ける死亡に對しては、一般の死亡と同樣に無條件で保險金を支拂つて居ります。斯かる事實は現時の戰爭が國民全體の總力戰にあることを考へれば當然のことであり、このやうな保險危險に對して、軍人または軍屬被保險者のみが特別保險料を支拂はなくてはならぬものとすれば、祖國に殉ずる人々にのみ特別の負擔をなさしむるものであります。このやうな特別の危險は被保險團體の全員が負擔すべき危險であり、斯くして始めて生命保險の協同觀念が實現され得るものと考へるのであります。右の戰爭約款は昭和十八年四月以後は全面的にこれを廢止し、保險會社は戰爭變亂の場合の死亡に對しては、無條件で保險金の支拂をなすことを規定したのであります。

保險金支拂の免責條項　以上の場合の他に生命保險會社が保險金支拂の責任を負はざることに就いて規定する事項は左の如くであります。

先づ、被保險者が決鬪その他の犯罪又は死刑の執行によつて死亡したときであり、この場合は會社は責任準備金のみを支拂ふのであります。右の條項は法律が規定するところであり、このやうな事由によつて死亡した者に保險金を支拂はぬといふことは、社會一般の通念から見て當然とせられるのであります。更に、「保險金額を受取るべき者が故意にて被保險者を死に致したるとき」は保險金を支拂はぬのでありますが、「其の者が保險金額の一部を受取るべき場合にありては、會社はその殘額を正當の權利者に支拂ふべし」と規定して居ります。この條項も亦自明のことであり、若し、このやうな場合に保險金の支拂をなすとすれば、單に犯罪行爲を使嗾するに過ぎぬのであります。「保險契約者が故意に」このやうな行爲をなしたる場合も、會社は保險金の支拂をなさぬのであります。

或る會社は被保險者の旅行又は職業の變更によつて著しく危險を增加するときは

これを會社に通知すべきことを規定し、若しこのやうな通知がなされないで、これによつて增加した危險の爲に被保險者が死亡した場合は、保險金の支拂をなさず、責任準備金のみを支拂ふことがあります。右の保險金支拂に關する免責條項は契約成立の後一年を限度とし、その後はこれを問はぬのであります。このやうな規定は今日では多くの會社はこれを無視し、無條件支拂を規定して居ります。

自　殺　被保險者が自殺した場合は、責任準備金のみを返戻する條項を附して、一年以內は會社の保險金支拂の責任を免除するのであります。この條項は不可爭條項には關係しないのです。自殺は將來に於ける死亡危險の一つであり、自殺による死亡は死亡表に包含せられるのでありますから、このやうな死亡には無條件で保險金の支拂がなさるべきであります。

生命保險會社が自殺約款を設けた目的は、詐欺行爲卽ち自殺を目的としてなされる契約の申込から被保險團體を守らんとするものであります。從つて免責期間を一年以上とする必要はなく、或る會社では自殺に對しては免責期間にかかはらず、一

定の内規の下に保險金を支拂つて居るのであります。

年齢の錯誤　申込書に記載した年齢が誤つて居り、それが長年の間發見せられないことがあります。このやうな場合、保險料は間違つて拂込まれて居るのでありますが、會社はこのやうな契約を解除または無效とすることなく、適切なる方法によつて修正存續せしむる規定を設けて居ります。卽ち(一)實際の年齢が會社の保險料表に揭げられた年齢の範圍外であつたときは契約を無效とし、拂込んだ保險料を拂戻します。但、實際の年齢が保險料表に揭げた最低年齢より少かつたときは、その最低年齢に達した時に保險契約が成立したものと見做し、將來の保險料を更正し、取り過ぎた保險料を拂戻します。(二)錯誤の年齢が實際の年齢より多かつたときは將來の保險料を更正し、保險料の差額は契約者に拂戻します。(三)錯誤の年齢が實際の年齢よりも少なかつたときは、保險料の不足額を徵收し、將來の保險料を更正するのであります。このやうな手續が保險金の支拂以前になされなかつたとすれば保險金額を增加又は削減することによつて保險料の過不足を調整するのであります。

或る會社はこの際の保險料の追徵にのみ利息を附加し、他の會社は拂戻保險料にも利息を附することを規定して居ます。利息は一般に年六分とせられます。

保險金支拂方法　我國に於ける生命保險金の支拂は總て一時拂であります。外國の會社では契約者の選擇によつて、支拂保險金を年金とし、一定年間に亙り年拂其他の方法で支拂ふことがあります。その方法も或る期間保險金の利息を支拂ひ、期末に到つて元金(保險金)を支拂ふ場合があり、或は一定期間中、元金と共に同一額として分割拂する場合があります。このやうな年金には保險金受取人の年齢を計算に加へ、受取人が生存する間は確定年金を支拂ふ方法も考へられて居るのです。我國の生命保險會社ではこのやうな保險金の年金支拂方法を採るものはないのでありますが、二三の會社で保險金の分割支拂制度を設け、被保險者又は契約者の選擇を許して居ります。このやうな分割支拂にあつては、三分五厘乃至四分の複利で元金を一定額に分割して支拂ふのでありますから、保險金受取人の生死にかかはらず、期間と支拂額を確定して居ります。一時に保險金の全額を支拂ふ代りに、このやう

な支拂方法の適用をなすことが近年著しく要望せられて居るのでありますが、被保險者又は契約者の側から見れば、保險金の安全にして有利な投資方法が提供されるのであり、更に保險金額が保護されるばかりでなく、國家的見地よりしても、資金の集中を助け、購買力の急激なる分散を回避することが出來ると共に、戰力增强に有力なる寄與をなすものと考へられるのであります。

その他の約款

契約者の解除權　會社は契約者が何時にても將來に向つて保險契約の解除をなし得ることを規定して居ります。生命保險の契約は長期に亙るものでありますから、中途で加入者の事情も變つて來るといふことは豫想するに難くないのであります。そのやうなときに契約の解除が出來なかつたとすれば、契約者の負擔が過剩となり種々の因難なる事情が起つて來るのであります。

保險證券擔保貸付　保險會社は契約者に對して解約返還金の範圍で、證券を擔保とし、一定の利率で貸付金をなし得ることを規定するのであります。このやうな貸付金の利息は今日では概して六分五厘を普通とし、七分を徵する會社もあります。

擔保貸の一件平均額といふものは一般に少額であり、手數もかかるので年六分五厘の利息は決して高くは無いのでありますが、契約者は自己の責任準備金から借りるのでありますから更に低率で貸出されることを望む場合もあります。然し乍ら、貸付金額が少額の場合は、利息の全部が經費に喰はれるやうなこともあり、高額の貸付にのみ低利率を適用するといふことは、保險の協同組織がこれを不可能とするのであります。且、全部の契約者が證券を擔保にして金を借りるのではないのでありますから、更に低い利率を適用するといふことは、契約全體よりすれば決して公平な方法とは言へないのであります。更に擔保貸付は失效の第一歩であります。會社が擔保貸付を行はなかつたとすれば、契約は解約されて解約返還金が引出されるかも知れません。實際問題としては、このやうな貸付金は滿期又は死亡によつて保